

第4章 施策の展開

第4章には、基本施策ごとの市の具体的な取組と、市民と事業者が環境のために取り組むべき行動を記載しています。

1. 地球環境
2. 自然環境
3. 生活環境
4. 循環型社会
5. 保全活動

第1節 地球環境

—省エネと自然エネルギーを有効活用するまち—

1. 二酸化炭素排出削減の推進

①施策の推進方向

- 地球温暖化に関する情報の提供により各主体が積極的かつ自主的に地球温暖化を防止するための取組を推進します。
- 市が率先して本庁舎をはじめ市の施設の電気などのエネルギー使用量の削減・省エネ活動や省エネ機器・設備の導入、建物の省エネ化に努めます。
- 日常生活における環境への負荷を低減するため、省エネ行動や住宅の省エネ化の普及を図り、二酸化炭素排出の少ないライフスタイルを促進します。
- 環境にやさしい低公害車の普及促進とともに環境に配慮したエコドライブを促進します。

②具体的な取組

具体的な取組	取組の内容	担当課
エネルギー使用量の削減	本庁舎をはじめ市の施設の電気などのエネルギー使用量の削減に努めます。	財産管理課等
防犯灯のLED化	自治会で維持・管理している防犯灯のLED化を促進し、地域全体で省エネルギーの推進を図ります。	基地・防災対策課
地球温暖化防止啓発活動の推進	地球温暖化に関する情報の提供と市民への啓発周知に努めます。	市民環境課
エコ製品の購入などの普及促進	エコ製品など環境にやさしい製品の情報提供による普及促進を図ります。	市民環境課
省エネ車・低公害車の導入	公用車の省エネ車・低公害車の導入に努めます。	財産管理課等
低公害車購入の促進	低公害車の購入を促進します。	市民環境課
公共交通機関の利用促進	JRや路線バスなどの公共交通機関の利用促進をします。	企画課

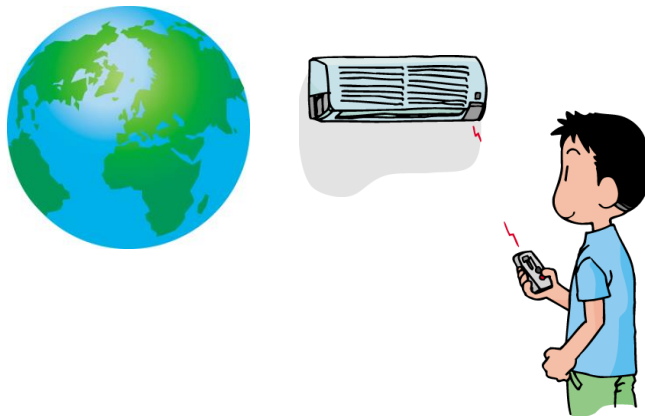
③各主体の取組

《市民の取組》

- 冷暖房は、必要なときだけ使用し、適切な温度管理に努めましょう。
- 家庭における省エネ状況を把握するため、環境家計簿の導入に努めましょう。
- 照明やテレビなど家電製品は、こまめに電源を切るなど待機電力の削減に努めましょう。
- エコ製品やリサイクル製品など環境にやさしい製品の購入に努めましょう。
- 節水を心がけるようにしましょう。
- 外出の時には、公共交通機関を利用するなどして自家用車の使用抑制に努めましょう。
- 自動車を購入する際は、環境にやさしい低公害車の購入に努めましょう。
- 自動車を運転する際は、アイドリングストップなど燃料効率に配慮したエコドライブに努めましょう。

《事業者の取組》

- クールビズやウォームビズの実践に努めるとともに、事務所や事業所などで使用する冷暖房は、必要なときだけ使用し、適切な温度管理に努めましょう。
- 事務所で使用するOA機器や照明は、こまめに電源を切るようにしましょう。
- 事業所敷地内の緑化に努めましょう。
- エコ製品やリサイクル製品など、環境にやさしいグリーン購入に努めるとともに、修理、詰め替えなどにより使える間は使えるようにしましょう。
- 設備の設置や更新の際には、エネルギー効率の高い設備の導入に努めましょう。
- 環境にやさしい事業活動を推進するため、ISO14001・エコアクション21などの環境マネジメントシステムの積極的導入に努めましょう。
- 節水を心がけるようにしましょう。
- 事業活動で使用する自動車を購入する際は、環境にやさしい低公害車の購入に努めましょう。



ISO14001：環境マネジメントシステムの手法のひとつ。

環境マネジメントシステム：組織や事業者が、運営や経営の中で環境に関する方針や目標を自ら設定し、取り組むこと。

④ 成果指標

成果指標	単位	現況値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	担当課
市有施設におけるエネルギー使用の削減	GJ	68,908	減少	市民環境課
公共交通を利用しやすいと思う市民の割合	%	12.5 (平成28年10月市民意識調査)	25 (平成33年度)	企画課
鉄道・路線バスの利用者数	人	150,880	156,800	企画課



市役所本庁舎



JR えびの駅

環境家計簿は、家庭で取り組める地球温暖化対策です。地球のため、家計のために、環境家計簿に取り組んでみませんか？

地球にも家計にも
やさしい生活を!!



家庭で使っている
エネルギーの量を
知ってる？

環境家計簿とは

毎日の生活の中で使った電気やガスなどから、どれくらい二酸化炭素が出ているかを計算して、家計簿のように記録します。
毎月の使用量を把握し、数字やグラフに「見える化」することで、無駄なエネルギー消費に気づき、省エネのコツが分かります。
家族みんなで、地球にも家計にも優しいライフスタイルに取り組みましょう！

◆省エネのコツ！

リビング編



* 必要の無い照明は
こまめに消す。

1日1時間短縮した場合 CO₂削減量
・白熱電球 30.1g
・蛍光灯 6.6g



* テレビを見ないときは
消す。

1日1時間(液晶32V型)を見る
時間を減らした場合
CO₂削減量 25.5g

* エアコンを適正温度に
設定する。

・夏⇒外気温31°のとき、設定温度
を27°から28°にした場合

CO₂削減量 46.0g



・冬⇒外気温6°のとき、
設定温度を21°から
20°にした場合

夏 28° CO₂削減量
冬 20° CO₂削減量 80.8g

ワンポイントアドバイス!!

* 1つの部屋で、家族みんなで過ごす。



家族が同じ部屋に集まる
ことで、冷暖房や照明の利
用を減らすこともできるし、
家族仲良く楽しい時間が
すごせます!

* 石油ファンヒーターは
必要な時だけつける。

1日1時間短縮した場合
(設定温度20°)



CO₂削減量
114.5g



* 部屋を片付けてから
掃除機をかける。

1日1時間短縮した場合
CO₂削減量 8.2g

水まわり編



* シャワーは不必要に
流したままにしない。

45°のお湯を流す
時間を1分間短縮した場合
CO₂削減量 79.5g



ワンポイントアドバイス!!

* 水道を
こまめに閉
めて使用量
を減らす。

水道水を家庭に送るため
には、ポンプなどを動かす
エネルギーが使われてい
ます。節水をすることは、
省エネにもつながります!



* 入浴は間隔を
あけずに入る。

2時間放置により4.5°
低下したお湯を追い焚
きした場合と比べて
CO₂削減量 238.4g



外出編

* 自動車発進時は
ふんわりアクセル
「eスタート」をする。

最初の5秒で時速20kmまで
ゆるやかに加速した場合
CO₂削減量 531.5g



* アイドリング
ストップをする。

30kmごとに4分間の
割合で行う場合
CO₂削減量 110.1g



ワンポイントアドバイス!!

* 公共交通機関の利用を心がける。

公共交通機関は多くの人を一度に運ぶため、環境に優しい
移動手段です。省エネルギーや環境保全のため公共交通機
関の利用を心がけましょう。また、徒歩や自転車での移動は
健康のためにもおすすめです!

2. エネルギーの有効利用の促進

①施策の推進方向

- エネルギー利用に起因した二酸化炭素排出を削減するため、太陽光・太陽熱などの環境にやさしい再生可能エネルギーの利用を促進します。また、本市の特性を活かした新エネルギーは、新エネルギービジョンの基本方針に基づき、特に導入を促進します。

②具体的な取組

具体的な取組	取組の内容	担当課
再生可能エネルギー利用の啓発	一般家庭における太陽光・太陽熱など環境にやさしい自然エネルギーの利用を促進します。	市民環境課
新エネルギー導入の促進	新エネルギービジョンに基づき、地域の特性を活かした新エネルギー（地熱・小水力）の導入を促進します。	市民環境課

③各主体の取組

《市民の取組》

- 住宅の新築や改築の際には、太陽光や太陽熱など環境にやさしいエネルギーの導入に努めましょう。

《事業者の取組》

- 事務所や工場の新築や改築の際には、太陽光や太陽熱など環境にやさしいエネルギーの導入に努めましょう。

④成果指標

成果指標	単位	現況値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	担当課
新エネルギー（地熱・小水力）の設置件数	件	0	増加	市民環境課

3. 二酸化炭素吸収源対策の推進

①施策の推進方向

- 豊富な森林資源を二酸化炭素の吸収源対策として活用するため、森林の適正な管理を図るとともに、企業や各種団体が行う森づくりを推進します。また、林業体験学習の推進や緑の募金などに対する周知徹底を図ることにより、吸収源対策としての森林保全の重要性についての理解促進に努めます。

②具体的な取組

具体的な取組	取組の内容	担当課
再造林や適切な育林の推進	植栽や間伐が遅れている未整備森林の再造林や適切な育林を推進します。	農林整備課
企業・団体が行う森づくりの促進	企業・団体と協力して森林環境に関する活動を行い、森林が二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防ぐための森づくりを促進します。	農林整備課

③各主体の取組

《市民の取組》

- 森林環境保全に関する活動に積極的に参加しましょう。

《事業者の取組》

- 森林の公益的機能の維持増進のために適切な林地保全に努めましょう。

④成果指標

成果指標	単位	現況値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	担当課
森林ボランティア活動人数	人	131	250	農林整備課
植栽の推進	ha	8	16	農林整備課

第2節 自然環境

—自然の宝庫を継承するまち—

1. 多様な生物を育む自然環境の保全

①施策の推進方向

- 身近な環境が自然の宝庫であることを再認識され、その自然環境を次世代に贈るための環境保全の活動を推進します。
- 河川・水路の工事を行う場合には、多様な生物が生息・生育する良好な水辺の保全を考慮して整備します。
- みどりの少年団の育成や林業体験などを促進することにより、森林保全の重要性についての周知啓発を推進します。

②具体的な取組

具体的な取組	取組の内容	担当課
自然環境保全活動の促進	絶滅危惧種を含む多様な希少動植物の生息・生育していることの認識を高め、保全する活動を促進します。	市民環境課
河川環境に配慮した工事	河川工事など水生動植物が増殖しやすい工法による工事発注などを行います。	建設課
生態系に配慮した施設整備の推進	水路などの施設の整備においては、生態系に配慮して推進を図ります。	農林整備課
河川汚濁対策の強化	河川工事などによる河川汚濁の対策強化を図るため、請負業者などへの啓発を行います。	建設課
みどりの少年団の育成	森林機能の重要性についての理解を促進するため、小中学校を対象にしたみどりの少年団の育成を推進します。	農林整備課



みどりの少年団 植樹活動

③各主体の取組

《市民の取組》

- 身近に自然の宝庫があることを再認識し、環境保全の活動に協力しましょう。
- 地域や各種団体が行う自然観察会や自然体験活動に積極的に参加し、環境保全に対する意識向上に努めましょう。
- 農林業体験をとおして、地域の豊かな自然について理解を深めましょう。

《事業者の取組》

- 開発工事の際には、希少動植物の生息・生育環境に配慮しましょう。
- 自然の宝庫であることを再確認し、環境保全の活動に協力しましょう。

④成果指標

成果指標	単位	現況値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	担当課
自然の豊かさの満足度 (アンケート調査結果)	%	87.6	90.0	市民環境課



えびの高原のノカイドウ



川内川の流れ

2. 生態系に配慮した農林業の推進

①施策の推進方向

- 多様な生態系を育む農地やその周辺の環境、さらには、農村地域の優良な里地を保全するため、減農薬・減化学肥料栽培を促進し、環境にやさしい環境保全型農業を推進します。
- 各種制度を活用した適切な育林や植栽未済地の解消、針広混交林などへの誘導を図ることにより、動植物の生息・生育環境が維持できる多様な森林づくりを推進します。
- 西諸地区産材の利用促進などにより、健全な森林を育む林業を推進するとともに、山村地域の里山の保全を図ります。
- 水源かん養機能を有する森林の保全を促進することにより、健全な水循環の確保を図ります。

②具体的な取組

具体的な取組	取組の内容	担当課
環境にやさしい農業の推進	農地やその周辺の生態系を保全するため、減農薬・減化学肥料栽培など環境にやさしい農業の普及促進を図ります。	畜産農政課
環境に配慮した基盤整備の推進	生産条件の向上と担い手の育成を行いながら環境に配慮した畑・田基盤整備を推進します。	農林整備課
林業担い手の育成	自然環境の維持・保全を図るための担い手育成に努めます。	農林整備課
森林整備の推進	森林の持つ公益的機能を発揮するため健全な森林整備を推進し、環境に配慮した路網開設に努めます。	農林整備課
景観に配慮した森林経営の推進	人と自然が共生できる里山の森林保全を推進し、景観保全に努めます。	農林整備課

③各主体の取組

《市民の取組》

- 家庭において除草剤などを使用する際は、土壌環境に配慮しましょう。
- 再生可能な燃料として木材利用に努め、森林づくりにも協力しましょう。

《事業者の取組》

- 減農薬・減化学肥料栽培など環境にやさしい農業の実施により、土壌環境への負荷の低減に努めましょう。
- 除草剤などを使用する際は、土壌環境に配慮しましょう。
- 水源かん養機能の向上のために計画的な森林整備に努めましょう。
- 林業後継者などの担い手育成・確保に努めましょう。
- 情報共有を図り連携した林業施策に取り組みましょう。

④成果指標

成果指標	単位	現況値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	担当課
間伐実施面積	ha	144	100	農林整備課
林道など路網の開設延長	m	4,192	2,000	農林整備課
新規林業就業者数	人	1	10	農林整備課



3. 野生動植物の保護と管理

①施策の推進方向

- 身近に絶滅危惧種を含む希少動植物が生息・生育している自然の宝庫であることの再認識のもと、環境に配慮し、希少動植物の適正な保護を推進します。希少動植物が生息・生育する重要な地域について、特に関係団体などと連携して適切な情報収集や定期的な監視を行うことにより希少動植物の保護を推進します。
- 良好な森林を維持し、希少植物を保護するため、シカやイノシシなどの有害鳥獣による森林被害を防止し、国・県や関係機関と連携した対策を推進します。
- 生態系に影響を与えるおそれがある外来種に関する情報提供を図るなど、適切な外来種対策を推進します。

②具体的な取組

具体的な取組	取組の内容	担当課
希少植物の保護の推進	情報提供により希少植物など多く自生している自然の宝庫であることの市民の認識を高め、希少動植物の保護や生息・生育環境の保全に対する意識啓発を図ります。	市民環境課
動植物の保護ネットワークの形成	環霧島会議の関係自治体などとの情報交換を含めた自然保護の体制を確立します。	市民環境課
野生鳥獣の適正管理	シカやイノシシなどの有害鳥獣による森林被害を防止し、良好な森林を維持するため、国・県や関係機関と連携した対策を推進します。	農林整備課
外来種に関する周知啓発	特定外来生物や要注意外来生物による生態系への影響を防止するため、広報などを通じて外来種に関する情報について周知啓発を図ります。	市民環境課



鍋倉湿原の希少植物の現地研修会（平成 29 年 3 月）

③各主体の取組

《市民の取組》

- 身近に絶滅危惧種を含む希少動植物が生息・生育している自然の宝庫であることを再認識し、希少動植物の生息・生育環境を守りましょう。
- シカやイノシシなどからの被害を少なくするため、「①餌になるものを放置しない、②山林を整備して見晴らしを良くする、③防護柵を設置する、④追い払いや駆除をする。」自己対策を行いましょ。
- 生態系に影響を与える特定外来種について、適切な情報提供及び防除に努めましょ。

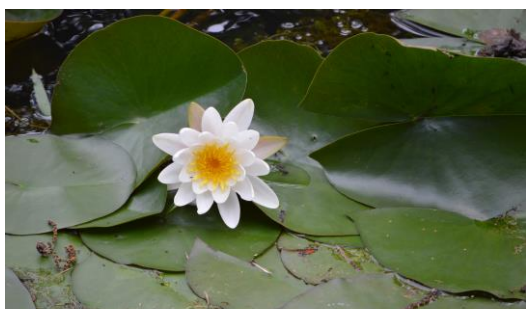
《事業者の取組》

- 身近に絶滅危惧種を含む希少動植物が生息・生育している自然の宝庫であることを再認識し、希少動植物の生息・生育環境を守りましょう。
- シカやイノシシなどからの被害を少なくするため、「①餌になるものを放置しない、②山林を整備して見晴らしを良くする、③防護柵を設置する、④追い払いや駆除をする。」自己対策を行いましょ。
- 生態系に影響を与える特定外来種について、適切な情報提供及び防除に努めましょ。

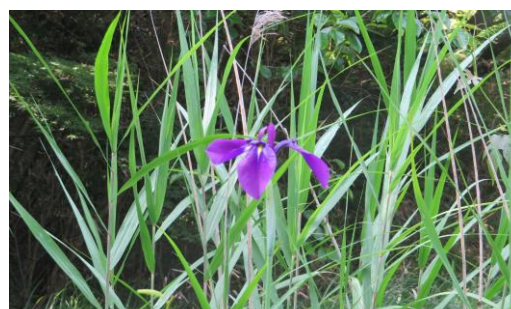
④成果指標

成果指標	単位	現況値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	担当課
希少植物(絶滅危惧種)の現地調査確認	種	11	増加	市民環境課

鍋倉湿原に自生している希少植物(平成29年確認)



ヒツジグサ(絶滅危惧 I A)



ノハナショウブ(絶滅危惧 I B)

第3節 生活環境

—水と空気が美味しい安心して暮らせるまち—

1. 快適空間の保全と創出

①施策の推進方向

- 身近に利用する道路を快適な通行環境にするため、行政及び市民ボランティアによる道路美化運動を推進します。
- スポーツや運動・健康づくりの場あるいは市民の身近な憩いや交流の場としての公園の整備・維持管理を推進します。市民などによる美化活動も進め、快適な公園の維持に努めます。
- 良好な景観を保全・創出するために地域の美化推進活動を支援します。
- 快適な空間を確保する上で、周りに迷惑にならないよう、犬や猫を適正に飼育するように関係機関と連携して啓発していきます。

②具体的な取組

具体的な取組	取組の内容	担当課
道路美化運動の推進	道路利用者に快適な通行環境を提供するため、市及び市民ボランティアによる道路美化運動を推進します。	建設課
公園の整備	公園の遊具やトイレなどの施設の整備及び駐車場の確保により、市民の憩いの場の充実に努めます。	社会教育課 観光商工課
公園の維持管理	公園が快適な空間であるために、市民などの美化活動も進めながら適切な維持管理に努めます。	社会教育課 観光商工課
環境配慮に対する意識啓発	環境配慮・景観配慮に対する意識を啓発します。	市民環境課 観光商工課
立地企業の環境保全に対する取組	企業誘致による立地企業の環境保全に対する取組を推進します。	観光商工課
市民協働の美化推進	市民協働による地域の美化推進活動を支援します。	市民協働課
犬・猫の適正な飼育の普及啓発	定期的に広報誌などにより適正な飼育の普及啓発をします。	市民環境課

③各主体の取組

《市民の取組》

- 道路利用者として自治会やボランティア団体などによる道路などの美化活動に積極的に参加しましょう。
- 公園を利用する際は、ごみは持ち帰るなど環境美化に努めましょう。
- 犬や猫を飼う場合は、近隣に迷惑にならないよう適正に飼育しましょう。
- 犬を散歩させる場合は、フンの後始末をしましょう。
- 所有している土地や建物は、周囲に迷惑にならないよう適正な維持管理に努めましょう。

《事業者の取組》

- 道路利用者として自治会やボランティア団体などによる道路などの美化活動に積極的に参加しましょう。
- 工場や事業所の建設などの際には、周辺の環境と調和した景観づくりに努めましょう。
- 所有している土地や建物は、周囲に迷惑にならないよう適正な維持管理に努めましょう。

④成果指標

成果指標	単位	現況値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	担当課
道路を利用しやすい と思う市民の割合	%	47.6 (平成28年10 月市民意識調査)	60.0 (平成33年度)	建設課

2. 歴史・文化的資源の確保と伝承

①施策の推進方向

- 優れた歴史・文化的財産の保存を図るため、埋蔵文化財の発掘調査や指定文化財の保護管理を推進します。
- 市民生活に潤いを与える郷土の歴史や文化に対する理解と関心を促進するため、歴史的・文化的イベントを開催するなど、伝統文化に対する保存伝承を推進します。

②具体的な取組

具体的な取組	取組の内容	担当課
文化財の保存	市内出土遺物の保存や指定文化財の保護に努めます。	社会教育課
文化財の展示機能の充実・整備	市歴史民俗資料館における文化財の展示機能の充実・整備を図ります。	社会教育課
文化財の調査の推進	関係機関と連携して文化財の保護や埋蔵文化財の発掘調査を推進します。	社会教育課
文化財の保護啓発	県及び市指定文化財などの保護のための適正な管理・整備を啓発します。	社会教育課
郷土芸能の保存伝承の促進	郷土芸能団体の継承に努めるとともに、郷土芸能発表会を継続的に実施し、保存伝承の促進を図ります。	社会教育課

③各主体の取組

〈市民の取組〉

- 地域の歴史や文化に関心を持ち、歴史的・文化的資源の保存に協力し、継承に努めましょう。

④成果指標

成果指標	単位	現況値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	担当課
歴史民俗資料館入館者数	人	8,853	9,000	社会教育課
生涯学習を行っている市民の割合	%	26.2 (平成28年10月 市民意識調査)	40.0 (平成33年度)	社会教育課

3. 大気環境の保全

① 施策の推進方向

- 光化学オキシダントなどについては、県と連携して情報収集を行うとともに、市民への迅速な情報提供に努め、健康被害を防止します。
- ごみは野外焼却せず、適正に処理をするよう周知啓発します。
- 地球規模で進行するオゾン層破壊や地球温暖化の問題に対応するため、「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」に基づくフロン類の適正処理についての普及啓発を推進します。

② 具体的な取組

具体的な取組	取組の内容	担当課
光化学オキシダントなどに関する監視と情報提供	県などが測定する大気汚染物質の常時監視状況を確認し、注意報発令時に市民に周知し、健康被害の防止を図ります。	市民環境課

③ 各主体の取組

《市民の取組》

- 家庭ごみは適正に処理を行い、野外でのごみの焼却はやめましょう。
- フロン回収は、専門業者に依頼し適正に処理しましょう。

《事業者の取組》

- 事業所から出たごみは適正に処理を行い、野外でのごみの焼却はやめましょう。
- 近隣の迷惑となるような悪臭を発生させないように配慮しましょう。
- フロン回収は、専門業者に依頼し、適正に処理しましょう。

④ 成果指標

成果指標	単位	現況値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	担当課
公害苦情件数 (大気汚染)	件	2	減少	市民環境課

オゾン層：成層圏のうちオゾンの多い層をいう。 フロン：フルオロカーボン（炭素とフッ素の化合物）のこと。
フロン排出抑制法：「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」
家電リサイクル法：「特定家庭用機器再商品化法」
自動車リサイクル法：「使用済自動車の再資源化等に関する法律」

4. 水環境の保全

①施策の推進方向

- 良好な水質を保全するため、河川の水質検査と監視を行います。また、生活排水対策総合基本計画に基づいた生活排水処理施設（浄化槽）の整備を進めるとともに、浄化槽の適正な維持管理を関係機関と連携して推進します。
- 関係機関と連携して河川浄化に関する周知啓発に努めるとともに、水路の維持管理活動を推進します。

②具体的な取組

具体的な取組	取組の内容	担当課
合併浄化槽の普及推進	設置費助成により単独浄化槽から合併浄化槽への計画的転換を推進します。	市民環境課
浄化槽の適正な維持管理の推進	浄化槽設置者が浄化槽を適正に維持管理するよう啓発推進します。	市民環境課
生活排水の適正処理の促進	汚濁負荷の大きい家庭用の食用油などの排出について適正処理や情報提供を行います。	市民環境課
水路の維持管理の推進	水路を改修し、利用者による清掃などの維持管理活動を推進します。	建設課

③各主体の取組

《市民の取組》

- 単独浄化槽から合併浄化槽（し尿だけでなく、全ての生活雑排水を浄化）に転換しましょう。
- 浄化槽の設置者は、年に1回の法定検査や専門業者による保守点検や清掃を行い、適正な維持管理に努めましょう。
- 調理くずや食べ残したものの、廃食用油は、台所の排水口に捨てずに適正に処理を行いましょ。
- 水路の清掃などの維持管理活動に積極的に参加しましょう。
- 井戸水などを使用している場合は、定期的に水質検査を行い、実態を把握しましょう。
- 減農薬・減化学肥料栽培など環境にやさしい農業の実施により、地下水への負荷の低減に努めましょう。

《事業者の取組》

- 単独浄化槽から合併浄化槽に転換しましょう。
- 浄化槽の設置者は、年に1回の法的検査や専門業者による保守点検や清掃を行い、適正な維持管理に努めましょう。
- 調理くずや食べ残したものは、台所の排水口に流さないようにしましょう。
- 井戸水などを使用している場合は、定期的に水質検査を行い、実態を把握しましょう。
- 車両事故などによる油類の流出については、事業者自ら原因者責任として被害拡大防止に努め、関係機関に連絡をすることにより、早期の解決を図りましょう。

④成果指標

成果指標	単位	現況値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	担当課
河川BOD環境基準達成率	%	100	100	市民環境課
生活排水処理率	%	62.5	75.0	市民環境課
合併浄化槽補助年間設置基数	基	86	130	市民環境課
浄化槽の法定検査受検率	%	55.5	100	市民環境課

(参考) 浄化槽のしくみ

どのようにして汚水がきれいになるのでしょうか

浄化槽は水中の微生物の働きを利用して汚水を浄化するものです。つまり、微生物が汚水の中の汚物を食べ、きれいな水にしてくれるのです。この微生物には、大きく分けて、空気があるところで活動する好気性のものと、空気がないところで活動する嫌気性のものがあります。浄化槽のしくみとしては、それらの微生物が一杯働き、きれいな水が出せるよう、それぞれが働きやすい条件を整えてやるのが大切です。



●好気性微生物



●嫌気性微生物

コラム：合併浄化槽設置の補助

補助金制度について

本市では、河川の水質環境を守るために、合併浄化槽の設置を推進しており、住宅に合併浄化槽を設置する人に対して補助金を交付しています。（平成 29 年度現在）

1 浄化槽設置費補助金

人槽区分	補助金額	
	新設	単独処理浄化槽・汲取り便槽からの転換
5人槽	222,000円	332,000円
7人槽	276,000円	414,000円
10人槽	366,000円	548,000円

2 既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、単独処理浄化槽の撤去費用についても補助しています。

単独処理浄化槽撤去費補助金 90,000円または、撤去費用のいずれか少ない額

詳しくは、市民環境課 生活環境係（電話 35-3731）へお問い合わせください。



資料：えびの市市民環境課

（参考）合併浄化槽のはたらき

私たちが、台所や洗濯、風呂、トイレなどから流している生活排水は、河川や湖沼、海の水質汚濁の原因の一つになっています。単独処理浄化槽では処理されないトイレ以外の生活雑排水は、生活排水全体の有機汚染（水質を汚濁させる汚れ分：BOD）のうち70%以上を占めるといわれています。

単独浄化槽のBOD排出量は、生活雑排水も併せて処理する合併浄化槽に比べて、実に8倍にもなります。



資料：環境省

わたしたちは、山川草木のあらゆる自然環境から多くの恵みを受けています。水も大切な恵みの一つであり、その環境を保全する必要があります。



轟の滝



甕岳の火口湖



加久藤の水田



クルソン溪谷



田に佇む白鷺



収穫を迎えるえびの米

5. 周辺環境に配慮した農林業の推進

① 施策の推進方向

- 農業のもつ自然循環機能の維持増進を図り、持続的な生産活動を推進するとともに、耕畜連携による循環型農業の推進を図ります。
- 田畑に散布するたい肥などによる悪臭を防止するための啓発活動を推進します。
- 農村地域の優良な里地を保全するため、耕作放棄地などの解消を推進します。

② 具体的な取組

具体的な取組	取組の内容	担当課
家畜排せつ物の適正処理の推進	畜産施設からの排せつ物については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、県や関係機関と連携して適正処理を推進します。	畜産農政課
里地の保全	中山間地域等直接支払制度などの活用により、中山間地域の農地保全を推進します。	畜産農政課
家畜排せつ物の有効利用の推進	良質な堆肥化を推進するとともに、耕種部門における利用拡大を図るなど、耕畜連携による良質な土づくりを推進します。	畜産農政課
家畜排せつ物(たい肥)の悪臭防止の啓発	田畑に散布するたい肥などによる悪臭を防止するように広報誌などにより周知啓発をします。	畜産農政課
耕作放棄地などの解消・活用	下限面積の要件緩和により、引き続き耕作放棄地などの解消を推進していきます。また、飼料自給率の向上を図るためにも耕作放棄地・休耕地の活用を推進していきます。	農業委員会 畜産農政課

④ 成果指標

成果指標	単位	現況値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	担当課
産業活動に伴う公害防止対策の満足度 (アンケート調査結果)	%	63.9	70.0	市民環境課

③各主体の取組

《市民の取組》

- 家庭菜園などにおいて地元で生産されたたい肥を活用し、減農薬や減化学肥料に努めましょう。
- 家庭において除草剤などを使用する際は、土壌環境に配慮しましょう。

《事業者の取組》

- 農薬や化学肥料を使用する事業者は、適正な使用に努めましょう。
- 畑にたい肥を散布した際は、悪臭がしないように直ちに耕運しましょう。
- 家畜排せつ物は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、適正に処理を行いましょ。
- 良質な堆肥化を推進するとともに、耕種部門における利用拡大を図るなど、耕畜連携による良質な土づくりに努めましょう。
- 自給飼料を確保するため、休耕地・耕作放棄地・転作田及び裏作の活用により粗飼料を生産し、飼料自給率の向上に努めましょう。
- コントラクター組織などを活用し、農作業の効率化を図りましょ。



内堅 田の神さあ

第4節 循環型社会

—ごみ問題がない循環型社会をめざすまち—

1. 廃棄物の適正処理の推進

① 施策の推進方向

- 不法投棄を防止するため、看板の設置や広報誌による啓発やパトロールによる監視強化などの対策を推進します。
- ごみ出しルールの徹底及び指導を行うことにより各地域のごみステーションの適正な維持管理を支援します。
- 美化センターをはじめとする廃棄物処理施設の安全で安定的な運転管理に努め、周辺環境への配慮を十分行いながら、適正な廃棄物処理に取り組みます。

② 具体的な取組

具体的な取組	取組の内容	担当課
不法投棄防止対策	不法投棄防止のため、啓発用看板による注意喚起・パトロールによる監視強化を行い、あわせて広報誌などで啓発を図ります。	市民環境課
ごみの分別の徹底	ごみ排出者に対し、ごみ分別の指導や出前講座を通じ、ごみ出しルールの徹底を図ります。	市民環境課
廃棄物処理施設の適正な維持管理	廃棄物処理施設（美化センター・環境センター・最終処分場）の長寿命化のためにも適正な維持管理に努めます。	市民環境課
広域処理に向けた協議実施	周辺自治体と連携を図り、広域処理に向けた協議などを行います。	市民環境課



不法投棄防止の啓発

③各主体の取組

《市民の取組》

- ごみ・資源物は、「ごみの出し方辞典」に沿って、正しく分別して出しましょう。
- 家庭ごみは、決められたルールに従い、適正に処分しましょう。（ごみの野外焼却や不法投棄は禁止されています）
- 適正なごみ分別・廃棄物の処理を知るために、自治会などが行う出前講座を積極的に受講しましょう。
- 決められたルールで適正に排出することで、廃棄物処理施設の長寿命化に協力しましょう。
- ごみなどを運搬する時は、道路などに飛散しないよう飛散防止用シートを使用しましょう。

《事業者の取組》

- 事業所で発生したごみは、決められたルールに従い、適正に処分しましょう。（ごみの野外焼却及び不法投棄は禁止されています。）
- 農業用の廃プラスチックなどの産業廃棄物は、法律に基づき、適正に処分しましょう。
- 適正なごみ分別を知るために出前講座を利用しましょう。
- 決められたルールで適正に排出することで、廃棄物処理施設の長寿命化に協力しましょう。

④成果指標

成果指標	単位	現況値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	担当課
ごみ不法投棄件数	件	120	95	市民環境課

2. 排出抑制・再使用などの推進

①施策の推進方向

- 循環型社会の形成を図るため、ごみの排出抑制を目的としたごみ処理有料化を引き続き実施します。また、市自ら率先してごみの排出抑制に努めるとともに、各種団体や周辺自治体と連携協力した取組を進めることにより、廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減及び廃棄物処理施設の持続可能な利用に努めます。
- リサイクルを推進するため、リサイクル制度の適正な運用などにより、資源の有効利用を図ります。また、廃棄物の処理工程で発生した金属などの資源化を推進します。
- 各主体のごみ減量化に対する意識啓発を図るため、イベントや出前講座による啓発・環境学習を通じた意識の向上、廃棄物の発生量などに関する情報の提供などを推進します。

②具体的な取組

具体的な取組	取組の内容	担当課
循環型社会形成の促進	周辺自治体と連携してごみの排出抑制やごみ減量化・再使用・資源化を進める循環型社会形成を促進します。	市民環境課
資源物のリサイクル推進	講習会や出前講座などを通じて、地域などにおける環境保全活動の推進に努めます。	市民環境課

③各主体の取組

《市民の取組》

- 4R活動（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を実践しましょう。
- 商品は、ごみにならないよう必要なものを必要な量だけ購入するようにしましょう。
- 家庭のごみ減量化を図るため、適正な分別に取り組みましょう。
- 買い物をするときは、マイバッグの持参、簡易包装の購入に努め、レジ袋削減に協力しましょう。

《事業者の取組》

- 4R活動（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を実践しましょう。
- 過剰包装などは避け、環境に配慮した簡易包装の実践に努めましょう。
- ごみが大量に排出される場合は、減量化計画を作成し、実践しましょう。
- 小売店などでは、店頭で販売して出たごみは、自主的に回収に努めましょう。
- 商品の簡易包装に努めるとともに、レジ袋削減に協力しましょう。

④成果指標

成果指標	単位	現況値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	担当課
市民1人1日あたりのごみ排出量	g	832	860	市民環境課
ごみのリサイクル率の推進	%	12.5	13.0	市民環境課
ごみ分別できると思う市民の割合	%	78.4 (平成28年10月市民意識調査)	80.0 (平成33年度)	市民環境課



空き缶のリサイクル

第5節 保全活動

—共に学び、市民・事業者・市が一体となって環境保全活動に取り組むまち—

1. 環境学習の推進

①施策の推進方向

- 環境学習への取組を促進するため、生涯学習講座や青少年講座における環境に関するメニューの充実あるいは各学校における「えびの学」などでの環境教育や自然体験活動を推進します。また、地域や学校への出前講座の実施も推進します。

②具体的な取組

具体的な取組	取組の内容	担当課
生涯学習講座における環境学習の推進	生涯学習講座メニューの充実を図り、環境学習を推進します。	社会教育課
学校における環境教育の推進	各学校で、「えびの学」を通して自然環境についての知識・技能を身に付ける学習を行うように推進します。	学校教育課
青少年講座などにおける環境学習の推進	青少年講座などのメニューに環境学習を取り入れていきます。	社会教育課
学校における体験活動などを通じた環境教育の推進	校外学習や総合的な学習の時間などを活用して、自然体験活動や清掃活動などを行うことができるよう推進します。	学校教育課
環境学習に関する出前講座の実施	地域や学校における環境学習に関する出前講座の実施を推進します。	市民環境課



市内小学校による川内川水系の水辺環境調査

③各主体の取組

《市民の取組》

- 環境に関する生涯学習講座や自然体験活動などに積極的に参加し、そこで得た情報を地域で行われる環境保全活動に活用しましょう。
- 市や地域が主催する出前講座などの機会を活用して、環境学習に取り組みましょう。
- 子ども会活動や地域での世代間交流事業などに環境学習を積極的に取り入れましょう。

④成果指標

成果指標	単位	現況値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	担当課
市民の学習機会の満足度 (アンケート調査結果)	%	75.9	80.0	市民環境課



中学生による郷土の森の歩道整備

2. 環境保全活動の推進

①施策の推進方向

- 市民・事業者が自主的に行う環境保全活動を推進します。
- 環境保全活動を推進するため、市民・事業者の活動事例の紹介やイベントなどの情報提供により活動の活性化を図ります。

②具体的な取組

具体的な取組	取組の内容	担当課
環境保全活動の推進	市民・事業者が自主的に行う環境保全活動を推進します。	市民環境課
市民・市民団体による環境保全活動の促進	市民や市民団体による環境保全活動の取組内容を広く広報誌などで紹介することにより市民の理解と関心を深め、活動の活性化を図ります。	市民協働課

③各主体の取組

《市民の取組》

- 地域で行われる環境美化活動に積極的に参加しましょう。
- 環境保全に関する正しい知識の修得や保全意識の向上に努めましょう。

《事業者の取組》

- 地域で行われる環境美化活動に積極的に参加しましょう。
- 環境保全に関する正しい知識の修得と保全意識の向上に努めましょう。

④成果指標

成果指標	単位	現況値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)	担当課
市関連の環境施策の展開事業実績	件	26	30	市民環境課

第5章 計画の推進

第5章には、本市の望ましい環境像を実現するための推進体制や推進方法を記載しています。

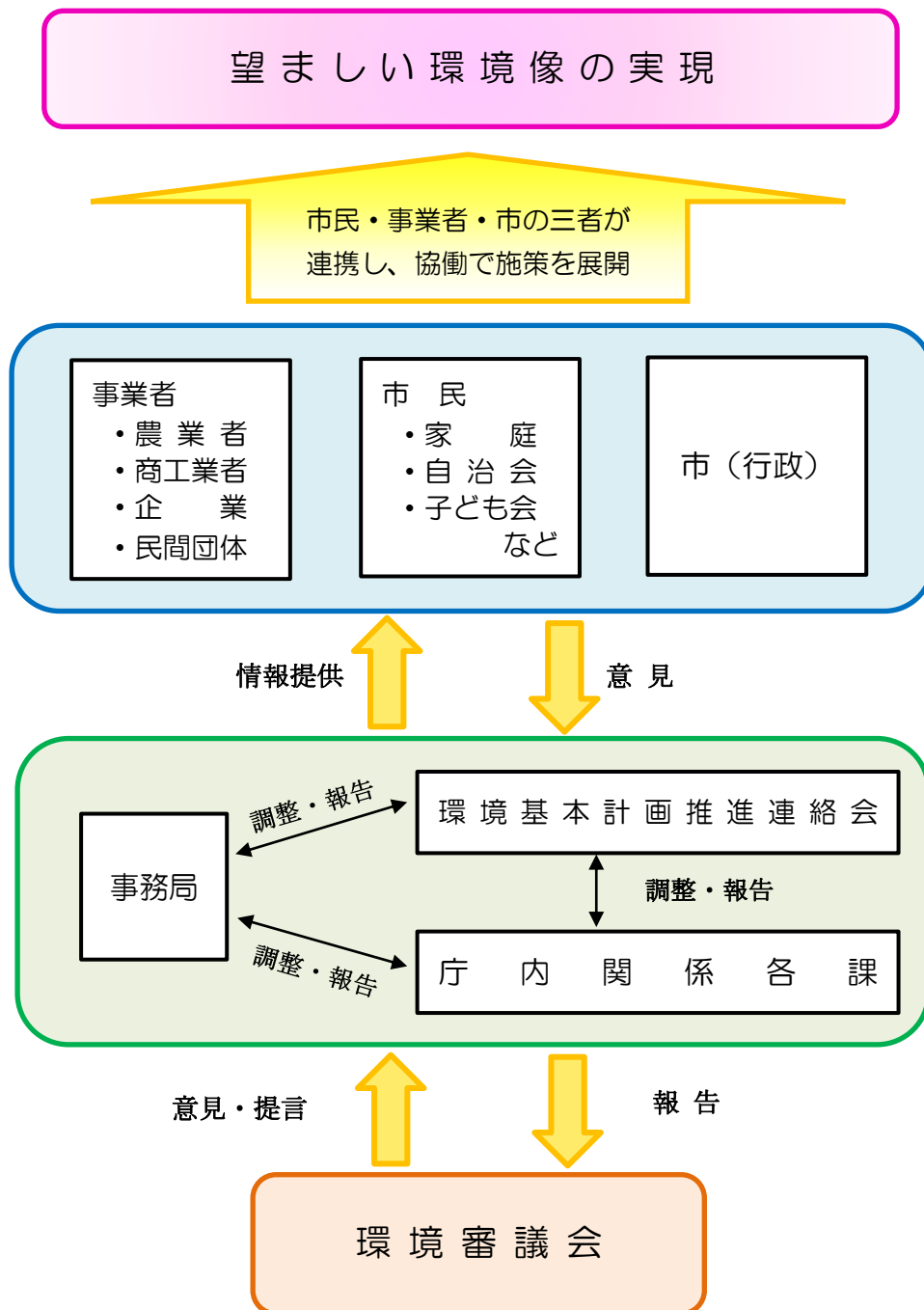
1. 計画の推進体制
2. 計画の推進方法
3. 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

本計画は市政の広範な分野にわたるため、環境部門だけの施策の実施は困難です。そのため、市の関係部門の緊密な連携や円滑な施策の実施を目的とした庁内の「環境基本計画推進連絡会」の設置を検討し、計画の全庁的な推進を図ります。

また、本計画に示す理念の実現のためには全市的な取組が必要であり、市民・事業者・市の三者が連携し、協働で計画の目標達成に向けた取組を進めます。併せて、えびの市環境審議会の意見や提言も施策に反映させていきます。

《推進体制》



第2節 計画の推進方法

1. 計画の推進管理

施策の実行状況、目標の達成状況について指標を基に、その達成状況を把握し、必要に応じて計画の見直し・修正などを行います。

計画推進にあたっては、次のような環境マネジメントシステムの基本的な考え方を取り入れ、環境の継続的改善を図ります。

(1) Plan=計画

第3章「計画の目標」及び第4章「施策の展開」で掲げた施策について、担当課を決め、取組などの施策を立案します。

(2) Do=施策・事業の展開

各担当課は、計画・目標に基づき、施策を実施します。

(3) Check=点検・評価

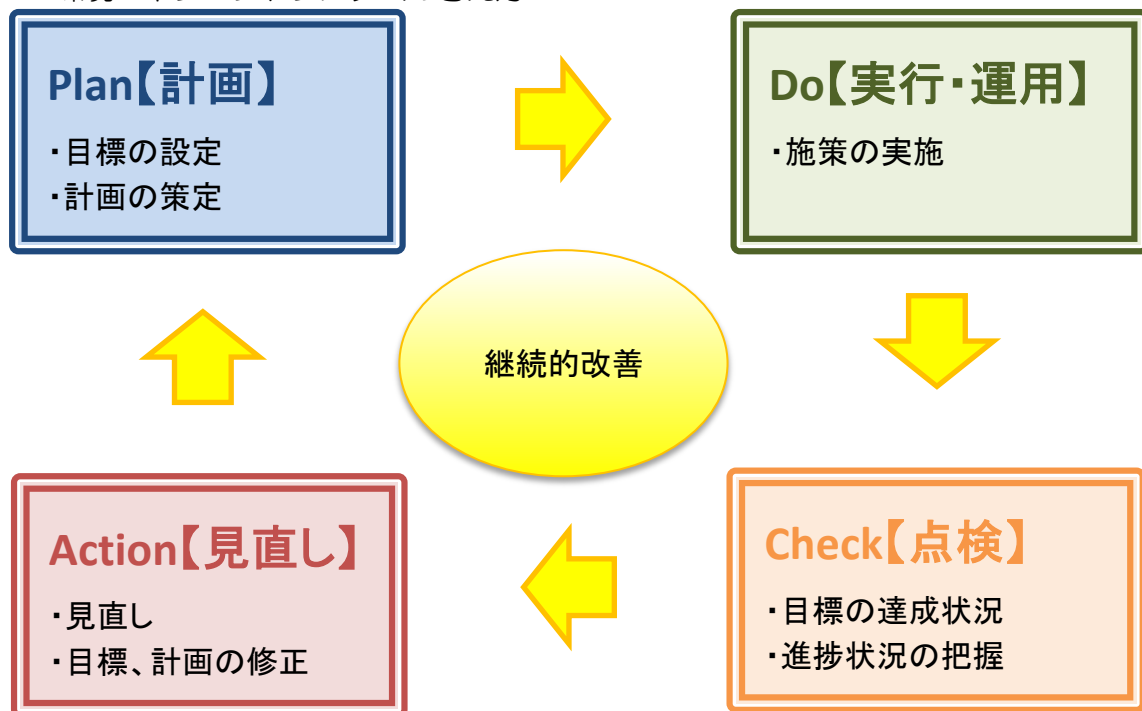
各担当課は、施策ごとに進捗状況の目安となる指標（成果指標）に対して、施策の進捗状況の点検や施策を実施した結果に対する評価を行います。

(4) Action=見直し

各担当課は、施策の点検・評価の結果をもとに、施策の見直しを行い、次年度以降の取組方針などに反映します。

また、事務局は施策評価をまとめ「1. 計画の推進体制」に示すとおり、えびの市環境審議会に報告し、意見を求めます。

《環境マネジメントシステムの考え方》



2. 情報公開

市は、施策の実行状況、目標の達成状況、計画の見直しなどの基本計画の進捗状況についての情報を公開します。

3. 協力と連携

計画策定にあたっては、市民や事業者の参加・協力が不可欠であることから、市は広報誌への掲載やインターネットのホームページなどを通じて、環境基本計画の周知を図り、施策への協力を呼び掛けます。

また、計画の推進にあたっては、関連情報を公開するとともに、環境学習会あるいはインターネットなどを通じて寄せられた市民や事業者の意見を参考にして計画の見直し、修正などに反映させます。

第3節 計画の進行管理

1. 施策の進捗状況の点検・評価

各部署で実施する施策の進捗状況の点検・評価は、成果指標を用いて行います。

各部署は、施策ごとに進捗状況の目安となる指標（成果指標）を設定し、年度ごとに施策の進捗状況の点検や施策を実施した結果に対する評価を行います。また、施策の点検・評価の結果をもとに、施策の見直しを行い、次年度以降の取組方針や組織体制などに反映します。

成果指標（例）

基本施策	事業内容	指標	現況値 (基準年)	目標値 (目標年)
二酸化炭素排出の削減の推進	市有施設におけるエネルギー使用の削減	熱量GJ	68,908 (H28)	現状からの減少 (H34)
生態系に配慮した農林業の推進	間伐実施面積	面積ha	131 (H28)	250 (H34)
水環境の保全	生活排水処理率	%	62.5 (H28)	75.0 (H34)
排出抑制・再利用などの推進	ごみ排出量「市民1人・1日あたり」	g	832 (H28)	860 (H34)

2. 計画の達成状況の点検・評価

中間年度（平成34年度）には、第4章「施策の展開」の分野ごとに掲げた目標の達成状況の点検・評価を行い、計画内容の見直しを行います。

3. 年次報告

成果指標などを用いて施策の取組状況を「年次報告」として取りまとめ、えびの市環境審議会に報告し、意見を求め、施策の取組に反映します。また、必要に応じて市のホームページなどにより公表します。

4. 成果指標

計画の進行状況を把握し、施策の方向性を確認していくために指標を用います。指標により計画を管理することで、計画の見直しなどの作業を円滑にします。

指標は、数値的に把握が可能なものはできるだけ数値化し、数値化が困難なものについては定性的に用います。



《施策ごとの成果指標一覧》



環境保全の成果を把握するために、以下の成果指標を定めています。

成果指標		単位	現況値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)	担当課
地球環境	市有施設におけるエネルギー使用の削減	GJ	68,908	減少	市民環境課
	公共交通を利用しやすいと思う市民の割合	%	12.5	25	企画課
	鉄道・路線バスの利用者数	人	150,880	156,800	企画課
	新エネルギー（地熱・小水力）の設置件数	件	0	増加	市民環境課
	森林ボランティア活動人数	人	131	250	農林整備課
	植栽の推進	ha	8	16	農林整備課
自然環境	自然の豊かさの満足度（アンケート調査結果）	%	87.6	90	市民環境課
	間伐実施面積	ha	144	100	農林整備課
	林道など路網の開設延長	m	4,192	2,000	農林整備課
	新規林業就業者数	人	1	10	農林整備課
	希少植物（絶滅危惧種）の現地調査確認	種	11	増加	市民環境課
生活環境	道路を利用しやすいと思う市民の割合	%	47.6	60.0	建設課
	歴史民俗資料館入館者数	人	8,853	9,000	社会教育課

成果指標		単位	現況値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)	担当課
	生涯学習を行っている市民の割合	%	26.2	40.0	社会教育課
	公害苦情件数（大気汚染）	件	2	減少	市民環境課
	河川BOD環境基準達成率	%	100	100	市民環境課
	生活排水処理率	%	62.5	75.0	市民環境課
	合併浄化槽補助年間設置基数	基	86	130	市民環境課
	浄化槽の法定検査受検率	%	55.5	100	市民環境課
	産業活動に伴う公害防止対策の満足度（アンケート調査結果）	%	63.9	70.0	市民環境課
循環型社会	ごみ不法投棄件数	件	120	95	市民環境課
	市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量	g	832	860	市民環境課
	ごみのリサイクル率の推進	%	12.5	13.0	市民環境課
	ごみ分別できると思う市民の割合	%	78.4	80.0	市民環境課
保全活動	市民の学習機会の満足度（アンケート調査結果）	%	75.9	80.0	市民環境課
	市関連の環境施策の展開事業実績	件	26	30	市民環境課

いきものログとは、環境省をはじめさまざまな組織や個人のみなさんが持っている生き物情報を集積して、みんなで共有して提供するシステムです。

参加してみよう！ まずはパソコンで ユーザ登録から

ユーザ登録するには…

いきものログのトップページを開いて、ユーザを新規登録します。メールアドレスなどの登録をすると、いきものログより仮パスワードが発行されます。画面右上の「ログイン」ボタンを押して、ID（登録時のメールアドレス）と仮パスワードを入力してログインしてください。なお、パスワードはマイページで変更できます。



いきものログで使える機能

報告 する

生きものを見つけた場所と日付、写真や詳細な情報などについて報告することができます。いきものログのウェブサイトにて報告された生物情報は、データベースに蓄積されます。いきものログのユーザは自分が投稿した情報をマイページで確認することや複数の生物情報をまとめたデータを一括登録することも可能です。



検索 する

生きもののお名前を検索すると、その生きものが過去にどの地域で見つかったのかを調べることができます。いきものログには現在600万件以上の生物情報がデータベースに蓄積されており、生物多様性センターが実施した調査成果を提供するとともに、いきものログユーザが報告した生物情報を共有します。これらの情報を検索して、「生きもの地図」として見ることやデータをGISソフトで表示可能な形式でダウンロードすることもできます。

参加 する

いきものログを利用したさまざまな団体活動について知り、それぞれの団体が実施している市民参加型調査に参加することができます。また、団体を登録すれば、調査対象種を設定したオリジナルの調査を企画して、参加メンバーからの報告をとりまとめることも可能です。



スマホからかんたん！ いきものログアプリ



詳しくはウェブで！
<http://ikilog.biodic.go.jp/>

事前にパソコンでユーザ登録ができていれば、いきものログアプリが使えます。スマートフォンからいきものログアプリをダウンロードして、見つけた生きもの情報を報告することができます。

★GPS機能が搭載されている端末であれば、GPS情報が記録された写真から撮影場所の位置情報を読み取り、生きものを観察した場所を正確に記録していくことができます。電波の届かない場所で使う場合も、あらかじめ調査対象地域の地図を読み込んでおけば、調査場所の地図を表示し、見つけた生きもの情報を端末の中に一時的に蓄積して調査終了後にいきものログに報告することが可能です。いきものログアプリはGooglePlayまたはAppleStoreより無償でダウンロードできます。



資料：環境省生物多様性センターホームページ

1. 策定経緯
2. 市民・事業者・児童生徒の意識
3. えびの市環境基本条例
4. 用語の解説

資料 1. 策定経緯

月 日	事 項
平成29年8月 7日	市民・事業者アンケート発送
8月25日	児童生徒アンケート発送
9月13日	第1回 えびの市環境基本計画策定会議
9月13日	第1回 策定会議専門部会
9月21日	第2回 策定会議専門部会
10月 5日	第1回 えびの市環境審議会 (第一次計画の総括及び第二次計画骨子に対する意見)
10月11日	第3回 策定会議専門部会
11月14日	策定会議専門部会 素案配布
11月30日	第2回 えびの市環境審議会 (諮問) (第一次計画の総括の承認及び第二次計画素案に対する意見)
12月11日	パブリックコメントの実施 (1月10日まで)
随時	庁内各課ヒヤリング
12月25日	第一次環境基本計画の総括 (検証) (環境審議会における最終確認及び承認)
平成30年1月15日	えびの市環境審議会 (第二次計画素案に対する意見整理及び素案状況確認)
1月23日	第2回 えびの市環境基本計画策定会議
1月23日	第4回 策定会議専門部会
1月31日	えびの市環境審議会 計画案承認
2月 2日	えびの市環境審議会から市長への答申
3月20日	市議会3月定例会において議決

えびの市環境審議会委員

〔敬称略・順不同〕

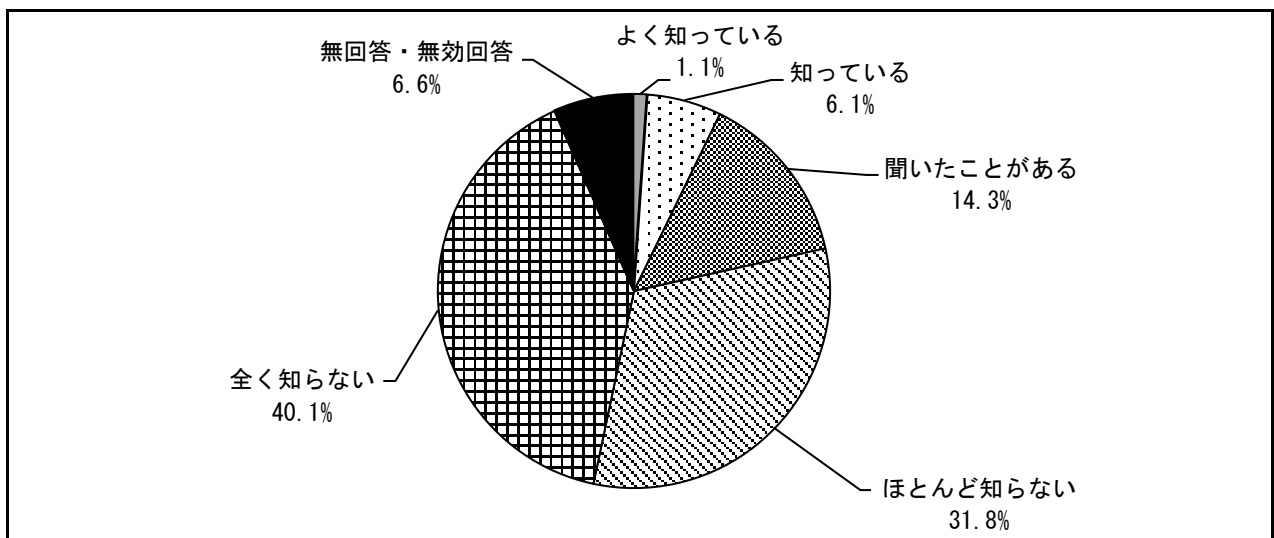
区 分	所 属	会長・副会長・委員	氏 名
学識経験を有する者 1号委員 1人	宮崎大学 農学部 教授 (農学博士)	会長	高 木 正 博
関係行政機関の職員 2号委員 4人	国土交通省 九州地方整備局 京町出張所長	委員	寺 本 泰 之
	林野庁宮崎森林管理署 都城支署 えびの森林事務所 首席森林官	委員	入 江 和 浩
	小林保健所 技術次長兼衛生環境課長	委員	甲 斐 清 孝
	西諸県農林振興局 農畜産課長	委員	海 野 俊 彦
その他市長が 適当と認めた者 3号委員 6人	環境カウンセラー	委員	上谷川 則 男
	えびの市畜産振興会	委員	神 田 讓 市
	えびの市管工事協同組合	委員	福 元 英 雄
	えびの市建設業協力会	委員	田 上 弘 美
	市民代表	副会長	小 園 武 男
	市民代表	委員	上 水 順 子

資料 2. 市民・事業者・児童生徒の意識

1. 市民の意識

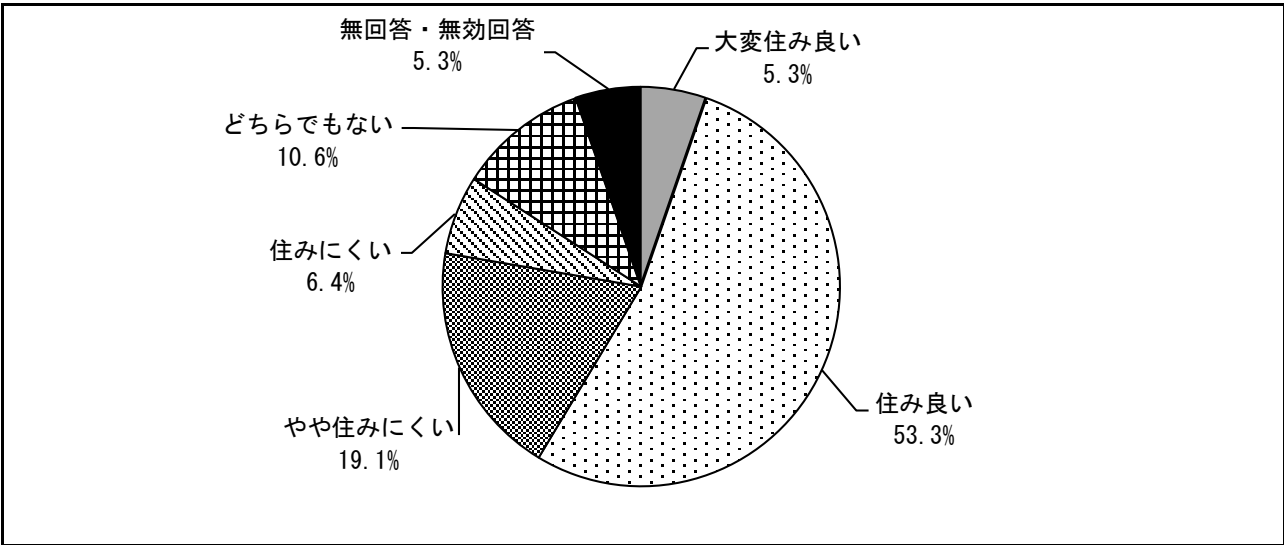
平成29年8月に市民の環境保全に対する意識を把握するために 1,326 世帯に対し、アンケート調査を実施しましたが、10年前に実施した意識調査との比較や第一次計画の施策の進捗状況などの確認も行いました。

問1 平成20年3月に策定した環境基本計画は、本市のホームページ上で公開していますが、本計画の内容をどの程度ご存知ですか。当てはまる答えを1つ選んで○をつけてください。		
1 よく知っている	4件	1.1%
2 知っている	23件	6.1%
3 聞いたことがある	54件	14.3%
4 ほとんど知らない	120件	31.8%
5 全く知らない	151件	40.1%
無回答・無効回答	25件	6.6%
回答数	377件	-



第一次計画についての認知度は、約 86%の市民が「聞いたことがある」、「ほとんど知らない」、「全く知らない」との回答となっており、第二次計画の策定においては、広報の方法を検討し、市民への認知度を高めることが重要と考えます。

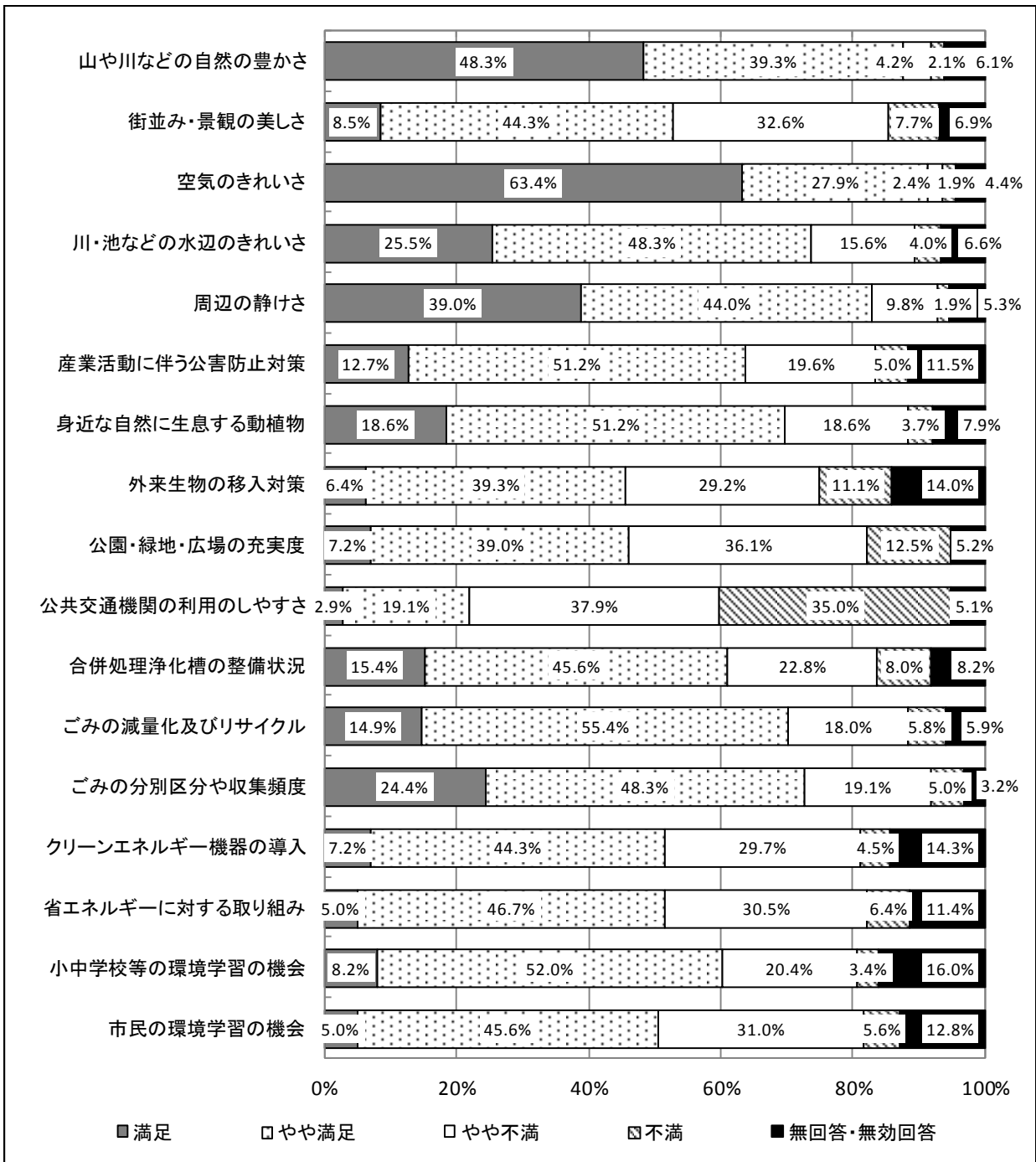
問2 えびの市は、あなたにとって住みよい所ですか。当てはまる答えを1つ選んで○をつけてください。		
1 大変住み良い	20件	5.3%
2 住み良い	201件	53.3%
3 やや住みにくい	72件	19.1%
4 住みにくい	24件	6.4%
5 どちらでもない	40件	10.6%
無回答・無効回答	20件	5.3%
回答数	377件	-



本市は、「大変住み良い」、「住み良い」の構成比が約59%となっています。
 一方では、「やや住みにくい」、「住みにくい」という回答が約26%ありました。

[問3：満足度]

問3 あなたの身の回りの環境について、どの程度満足していますか。各項目について当てはまる答えを1つ選んで○をつけてください。また、重要と考える項目について答えを1つ選んで○をつけてください。

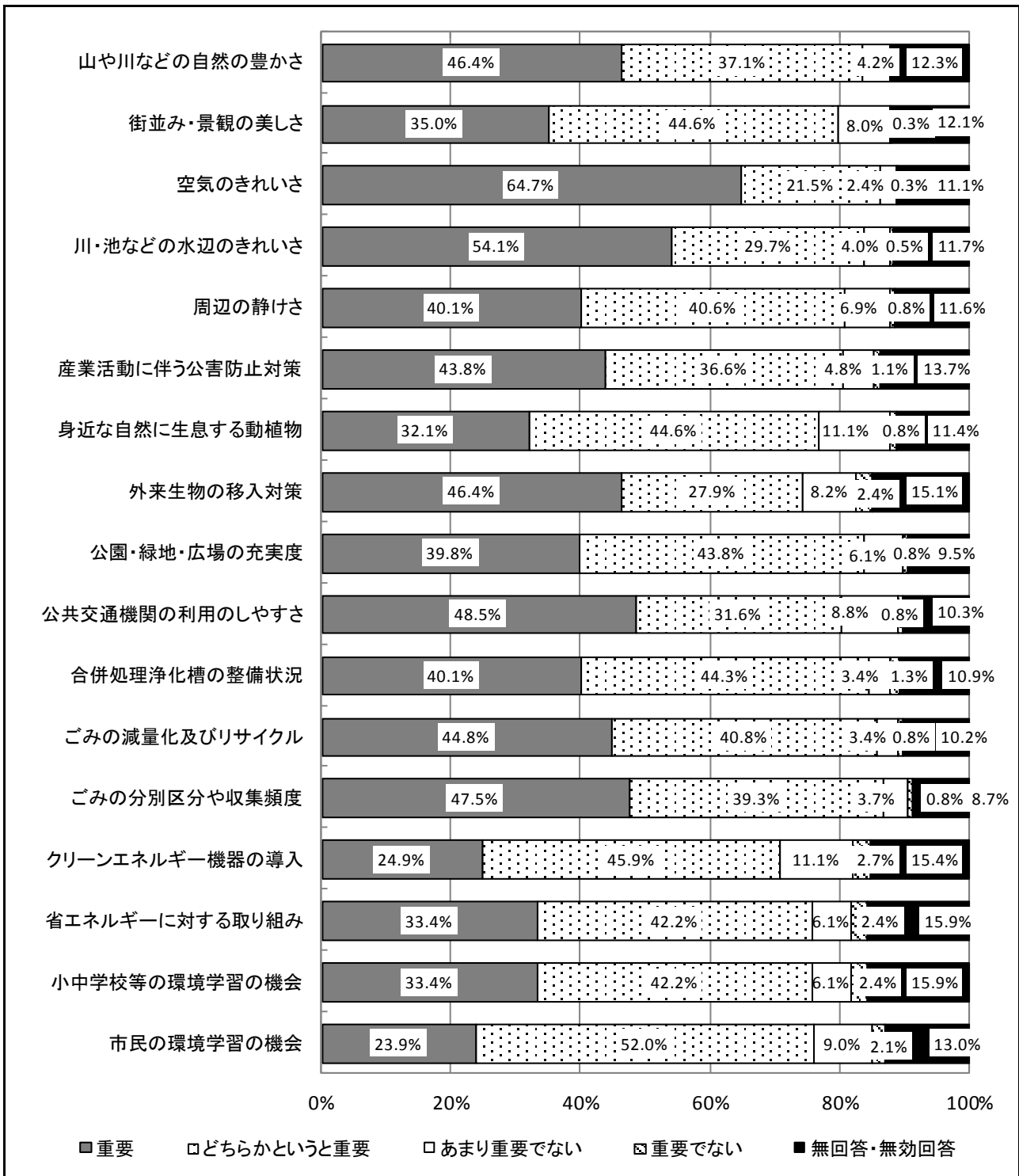


今回の調査も前回調査と同様に「山や川などの自然の豊かさ」、「空気のきれいさ」などの自然環境に関する項目が高い満足度となっています。一方で、「公園・緑地・広場の充実度」、「公共交通機関の利用のしやすさ」については、前回調査を下回る満足度となっており、インフラに対する満足度がさらに低下しています。

なお、「ごみ減量化及びリサイクル」、「ごみの分別区分や収集頻度」については、前回調査をやや下回る結果となっていますが、「満足」、「やや満足」の合計が70%以上となっているため、概ね良好な状態となっています。

[問3：重要度]

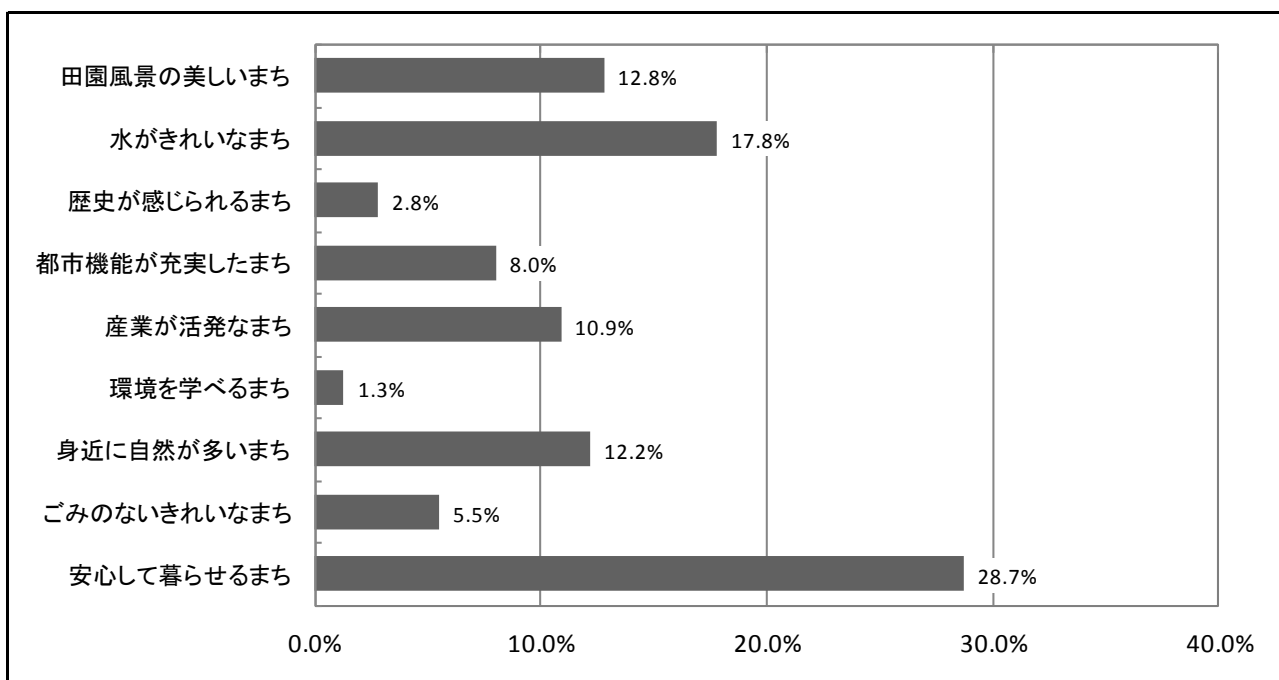
問3 あなたの身の回りの環境について、どの程度満足していますか。各項目について当てはまる答えを1つ選んで○をつけてください。また、重要と考える項目について答えを1つ選んで○をつけてください。



今回の調査において重要度を調査しましたが、その結果、概ねどの項目についても「重要」または「どちらかという重要」との回答が70%以上となっていました。

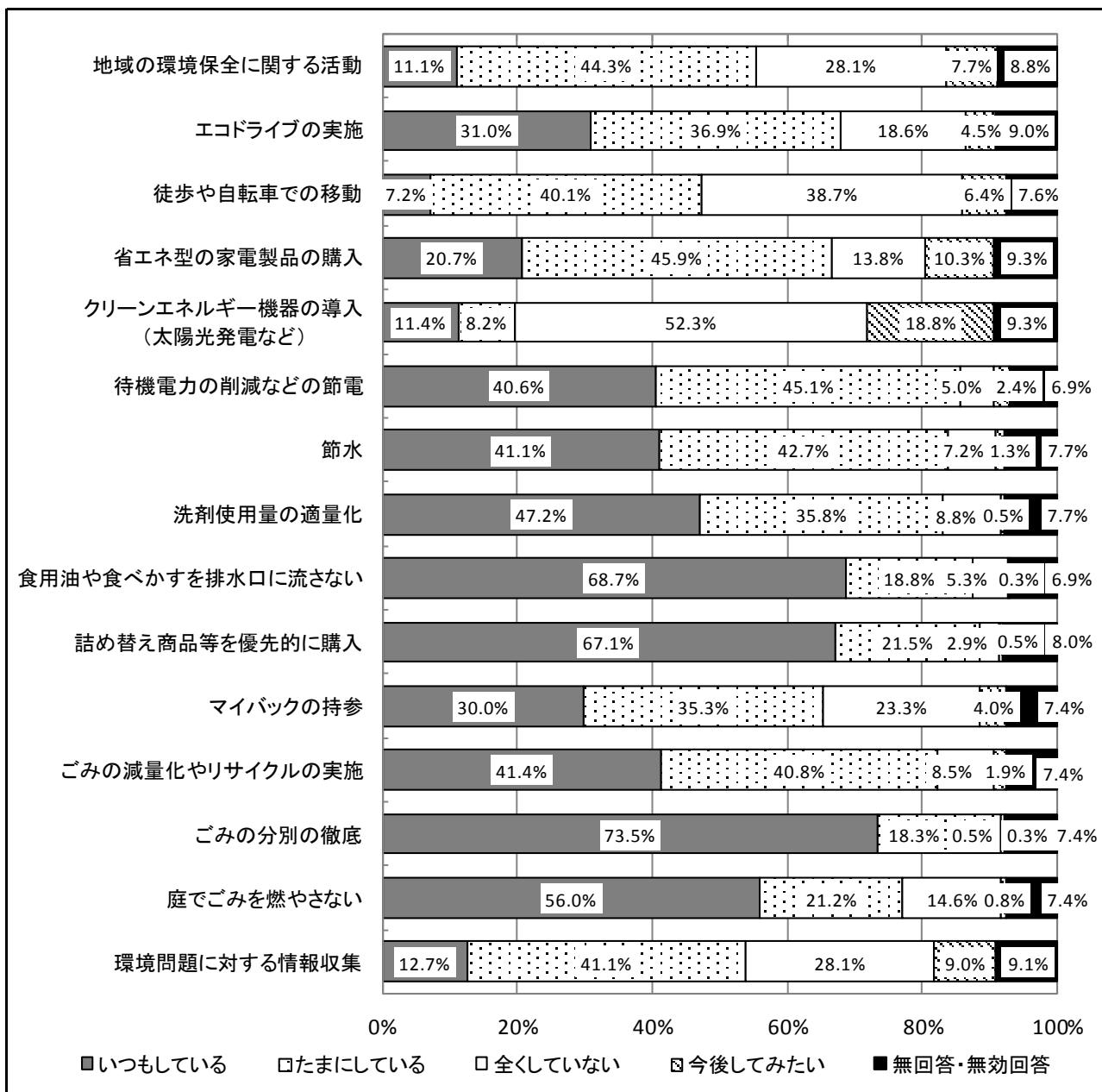
一方で、「重要」と回答した結果のみを見ると、「空気のきれいさ」、「川・池などの水辺のきれいさ」などが高い値となっていることから、第二次計画において自然環境が継承される施策を推進する必要があると考えます。

問4 あなたが考えるえびの市の理想像はどのようなものですか。当てはまる答えを3つ選んでください。		
1 田園風景の美しいまち	134件	12.8%
2 水がきれいなまち	187件	17.8%
3 歴史が感じられるまち	29件	2.8%
4 都市機能が充実したまち	84件	8.0%
5 産業が活発なまち	114件	10.9%
6 環境を学べるまち	14件	1.3%
7 身近に自然が多いまち	128件	12.2%
8 ごみのないきれいなまち	58件	5.5%
9 安心して暮らせるまち	301件	28.7%



市民が考えるえびの市の理想像は、一番高いのが、「安心して暮らせるまち」であり、次に多い理想像としては、「水がきれいなまち」、「田園風景の美しいまち」、「身近に自然が多いまち」の順になっており、自然環境に関わるものに高い回答がありました。

問5 あなたが取り組んでいる環境保全につながる項目についてお尋ねします。各項目について当てはまる答えを1つ選んで○をつけてください。

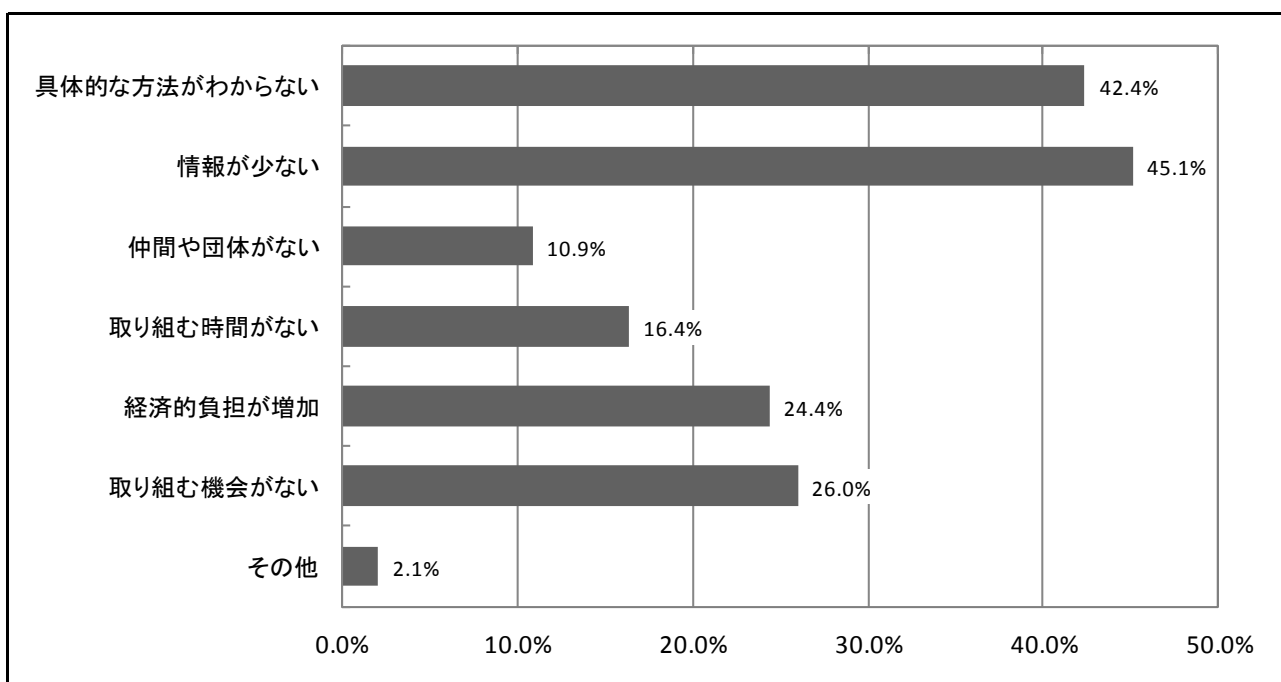


「ごみの分別の徹底（92%）」、「詰め替え商品等を優先的に購入（89%）」、「食用油や食べかすを排水口に流さない（88%）」、「待機電力の削減（86%）」、「節水（84%）」、「洗剤使用量の適量化（83%）」、「ごみの減量化やリサイクルの実施（82%）」などの家庭で身近に取り組める項目の回答が多くなっていました。

一方で、一時的に費用負担が発生する「クリーンエネルギー機器の導入（20%）」が最も低い状態となっていました。

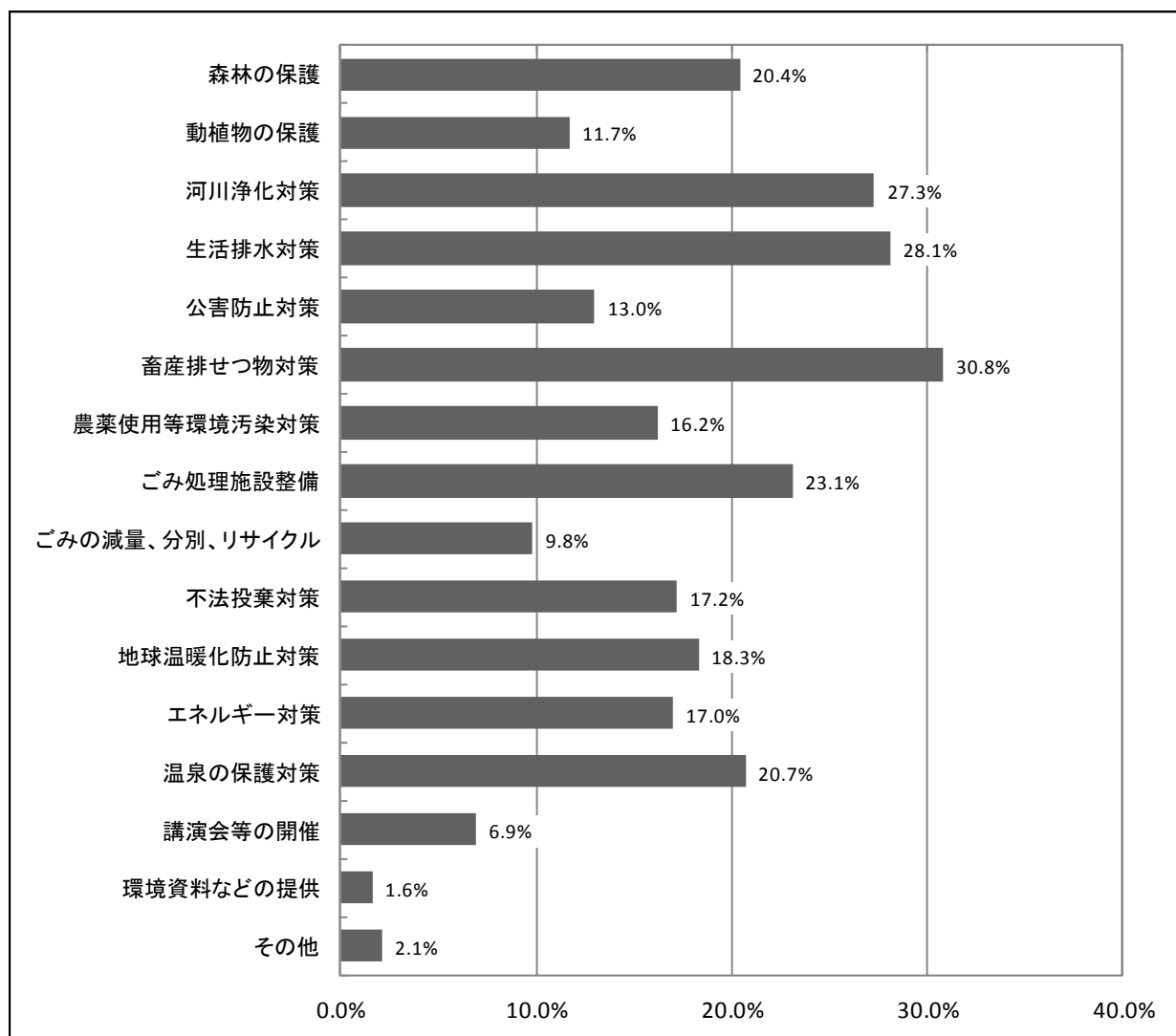
※（ ）内の数値は「いつもしている」及び「たまにしている」の合計

問6 環境保全の取り組みを進める上で、問題となっていることは何でしょうか。当てはまる答えを2つ選んで○をつけてください。			
1	具体的な方法がわからない	160件	42.4%
2	情報が少ない	170件	45.1%
3	仲間や団体がない	41件	10.9%
4	取り組む時間がない	62件	16.4%
5	経済的負担が増加	92件	24.4%
6	取り組む機会がない	98件	26.0%
7	その他	8件	2.1%



環境保全の取組を進める上での問題点としては、「情報が少ない」、「具体的な方法がわからない」との回答が多くなっていることから、情報提供のあり方などを検討する必要があります。

問7 あなたが環境保全のために市に望むことはどのようなものですか。当てはまる答えを3つ選んで○をつけてください。		
1	森林の保護	77件 20.4%
2	動植物の保護	44件 11.7%
3	河川浄化対策	103件 27.3%
4	生活排水対策	106件 28.1%
5	公害防止対策	49件 13.0%
6	畜産排せつ物対策	116件 30.8%
7	農薬使用等環境汚染対策	61件 16.2%
8	ごみ処理施設整備	87件 23.1%
9	ごみの減量、分別、リサイクル	37件 9.8%
10	不法投棄対策	65件 17.2%
11	地球温暖化防止対策	69件 18.3%
12	エネルギー対策	64件 17.0%
13	温泉の保護対策	78件 20.7%
14	講演会等の開催	26件 6.9%
15	環境資料などの提供	6件 1.6%
16	その他	8件 2.1%

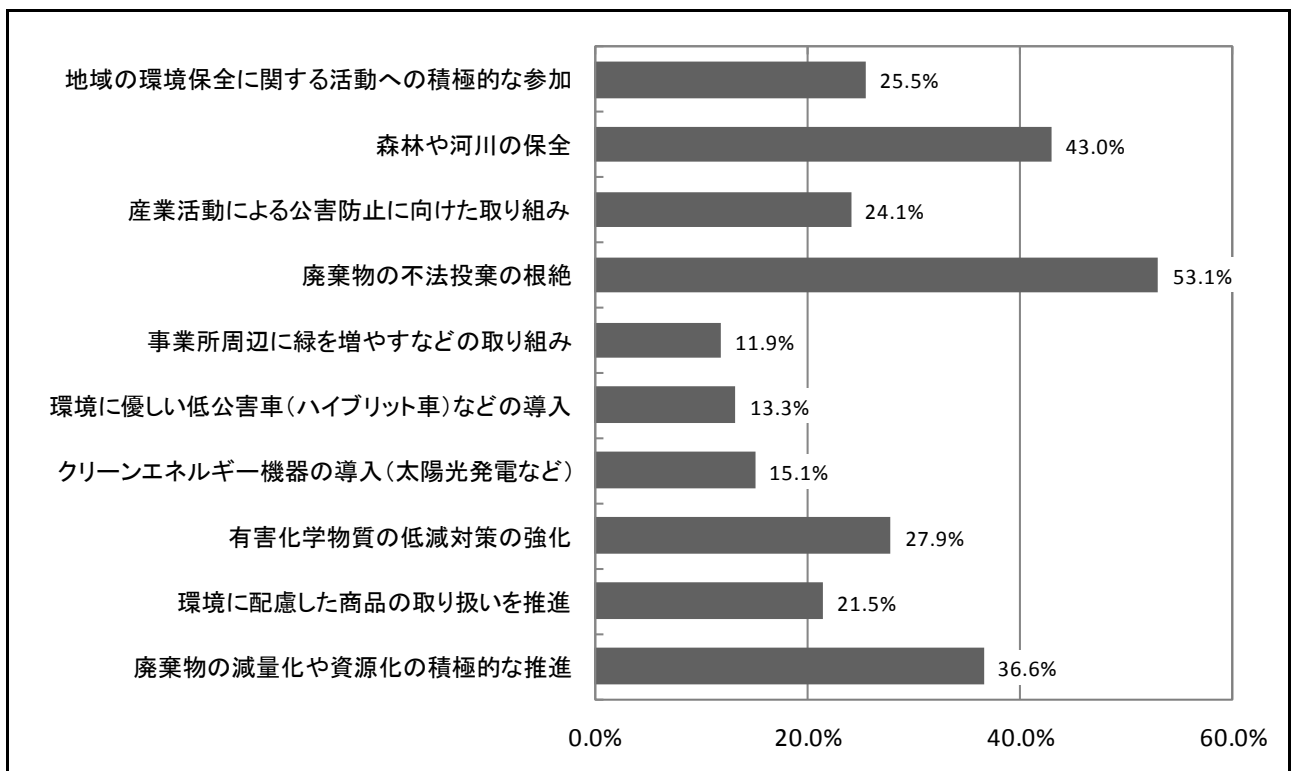


環境保全のために市に望む項目については、「家畜排せつ物対策」、「生活排水対策」、「河川浄化対策」であり、前回調査と同様高い回答となっています。

前回調査から顕著に変化した項目としては、「温泉の保護対策」が高い回答となった一方で、「ごみの減量、分別、リサイクル」、「不法投棄対策」の回答は低くなっていました。

こうした点からも、市民は自然環境保護に繋がる項目の対応を求めていることがうかがえます。

問8 あなたが環境保全のために事業者に望むことはどのようなものですか。当てはまる答えを3つ選んで○をつけてください。		
1	地域の環境保全に関する活動への積極的な参加	25.5%
2	森林や河川の保全	43.0%
3	産業活動による公害防止に向けた取り組み	24.1%
4	廃棄物の不法投棄の根絶	53.1%
5	事業所周辺に緑を増やすなどの取り組み	11.9%
6	環境に優しい低公害車（ハイブリット車）などの導入	13.3%
7	クリーンエネルギー機器の導入（太陽光発電など）	15.1%
8	有害化学物質の低減対策の強化	27.9%
9	環境に配慮した商品の取り扱いを推進	21.5%
10	廃棄物の減量化や資源化の積極的な推進	36.6%

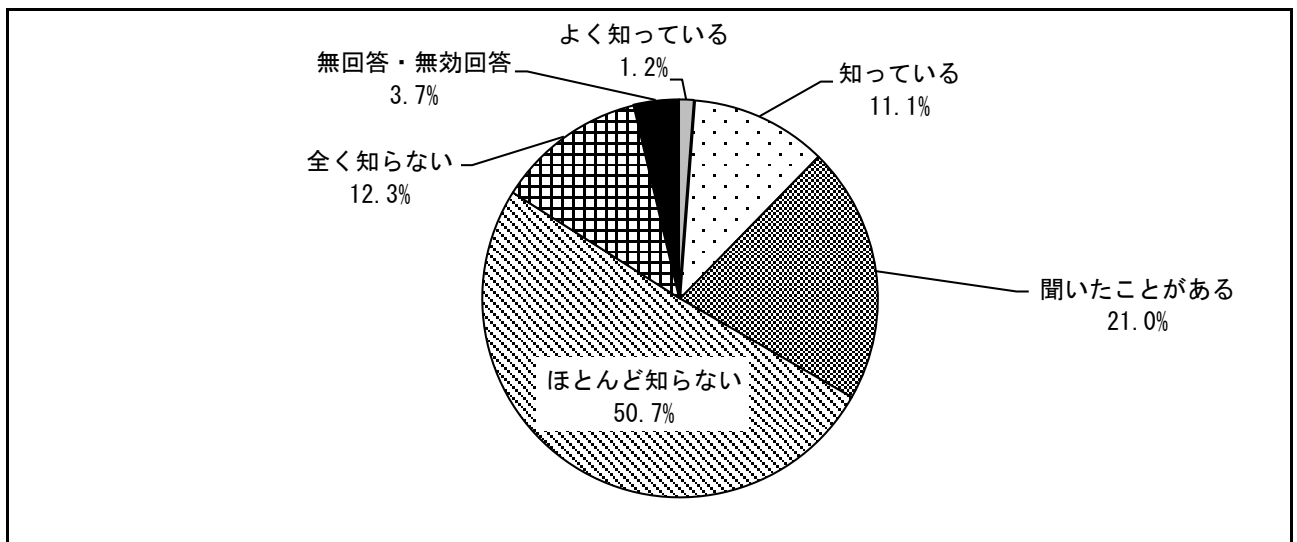


環境保全のために事業者に望む項目で多かったのは、一番が「廃棄物の不法投棄の根絶」であり、次に「森林や河川の保全」、「廃棄物の減量化や資源化の積極的な推進」の順になっており、廃棄物に関する項目に対して高い傾向が見られます。

2. 事業者の意識

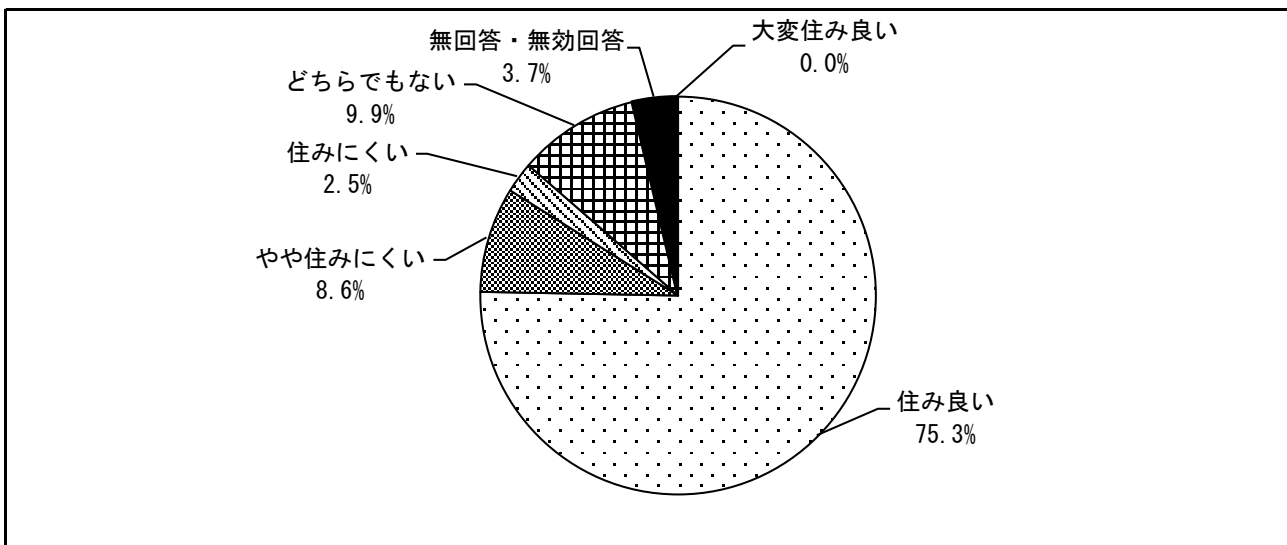
平成29年8月に事業者の環境保全に対する意識を把握するために市内業者190社に対し、アンケート調査を実施しましたが、10年前に実施した意識調査との比較や第一次計画の施策の進捗状況などの確認も行いました。

問1 平成20年3月に策定した環境基本計画は、本市のホームページ上で公開していますが、本計画の内容をどの程度ご存知ですか。当てはまる答えを1つ選んで○をつけてください。		
1 よく知っている	1件	1.2%
2 知っている	9件	11.1%
3 聞いたことがある	17件	21.0%
4 ほとんど知らない	41件	50.7%
5 全く知らない	10件	12.3%
無回答・無効回答	3件	3.7%
回答数	81件	-



第一次計画についての認知度は、約84%の事業所が、「聞いたことがある」、「ほとんど知らない」、「全く知らない」との回答となっており、第二次計画の策定においては、広報の方法を検討し、事業者への認知度を高めることが重要です。

問2 貴社の事業所周辺は住みよい所ですか。当てはまる答えを1つ選んで○をつけてください。		
1 大変住み良い	0件	0.0%
2 住み良い	61件	75.3%
3 やや住みにくい	7件	8.6%
4 住みにくい	2件	2.5%
5 どちらでもない	8件	9.9%
無回答・無効回答	3件	3.7%
回答数	81件	-

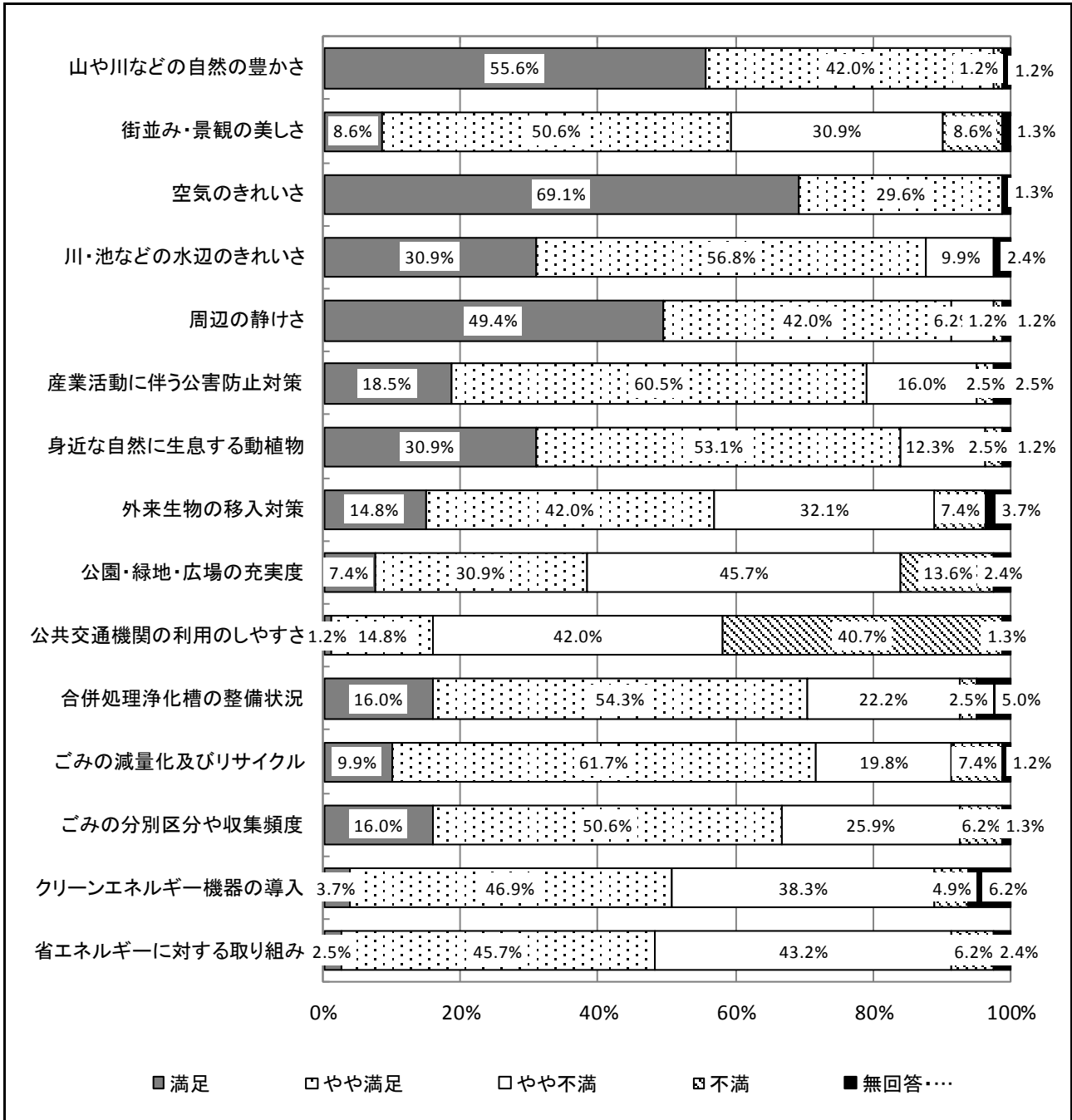


事業所周辺の住み良さについては、「住み良い」の構成比が約75%となっており、概ね事業地周辺は良い環境であると認識されていることがうかがえます。

一方で、「大変住み良い」の回答が0%であったことから、より事業が定着しやすい環境を創造する施策の展開も必要と考えます。

[問3：満足度]

問3 あなたの身の回りの環境について、どの程度満足していますか。各項目について当てはまる答えを1つ選んで○をつけてください。また、重要と考える項目について答えを1つ選んで○をつけてください。



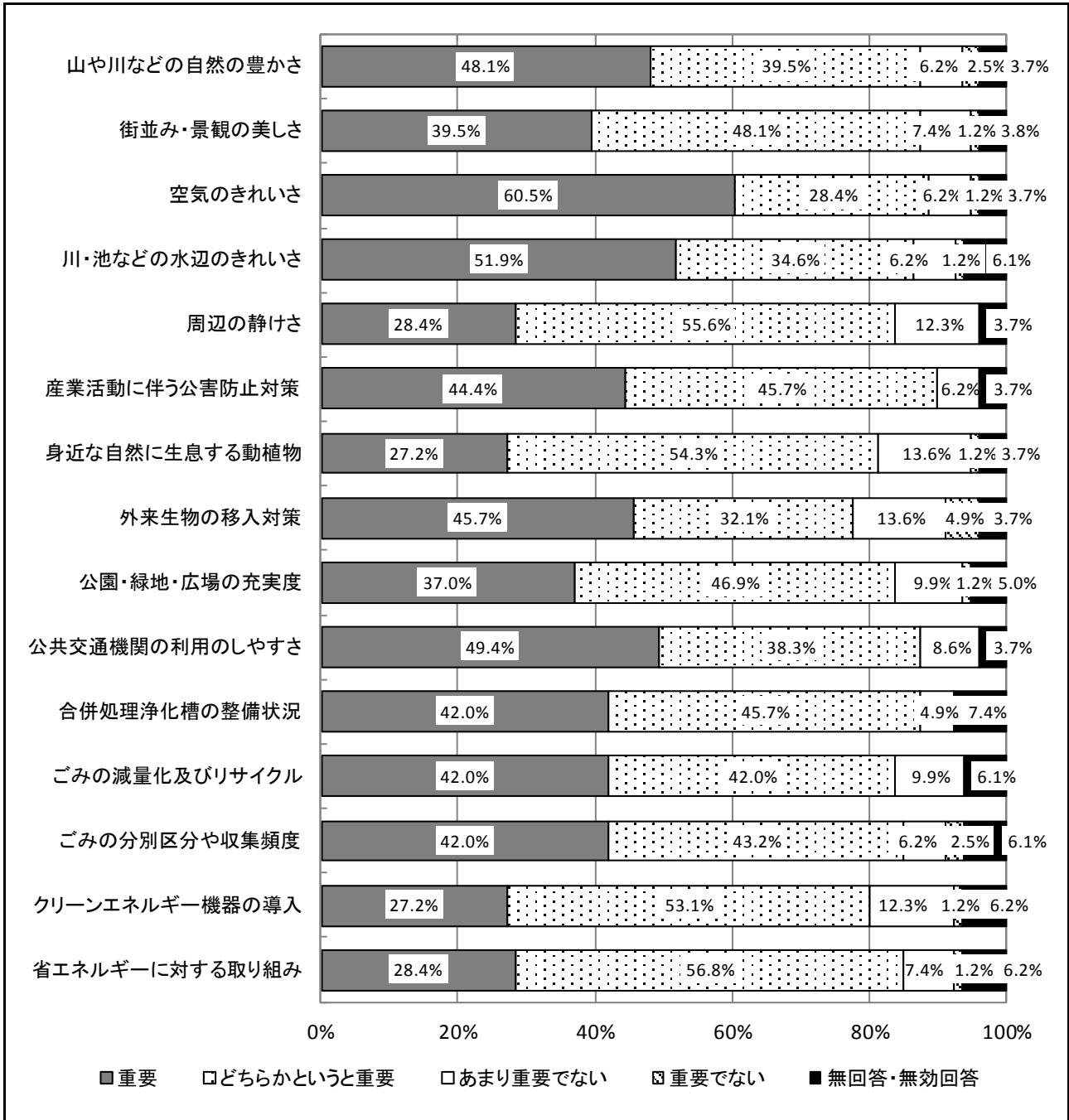
今回の調査も前回調査と同様に「山や川などの自然の豊かさ」、「空気のきれいさ」、「周辺の静けさ」などの自然環境に関する項目が高い満足度となっています。

一方で、「公園・緑地・広場の充実度」については前回を下回る満足度となっており、市民意識と同様にインフラに対する満足度がさらに低下しています。

なお、「ごみ減量化及びリサイクル」、「ごみの分別区分や収集頻度」についても、市民意識調査と同様の傾向が確認できました。

[問3：重要度]

問3 あなたの身の回りの環境について、どの程度満足していますか。各項目について当てはまる答えを1つ選んで○をつけてください。また、重要と考える項目について答えを1つ選んで○をつけてください。

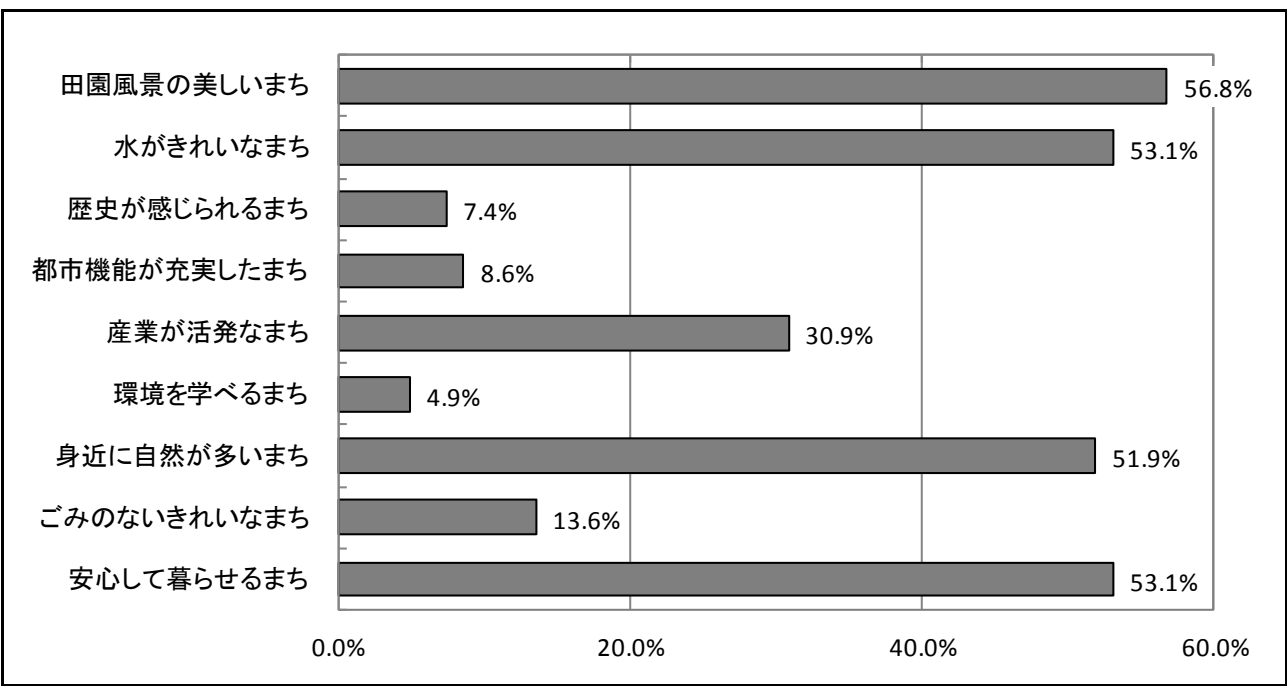


今回の調査で新たに重要度を確認した結果、概ねどの項目についても市民意識調査と同様に70%以上が「重要」または「どちらかという重要」との回答となっていました。

一方で、「重要」と回答した結果のみを見ると、「空気のきれいさ」、「川・池などの水辺のきれいさ」など、市民の意識と同様に自然環境に関する項目が高くなっていることから第二次計画において自然環境が継承される施策を推進する必要があると考えます。

問4 貴社からみたえびの市の理想像はどのようなものですか。当てはまる答えを3つ選んで○をつけてください。

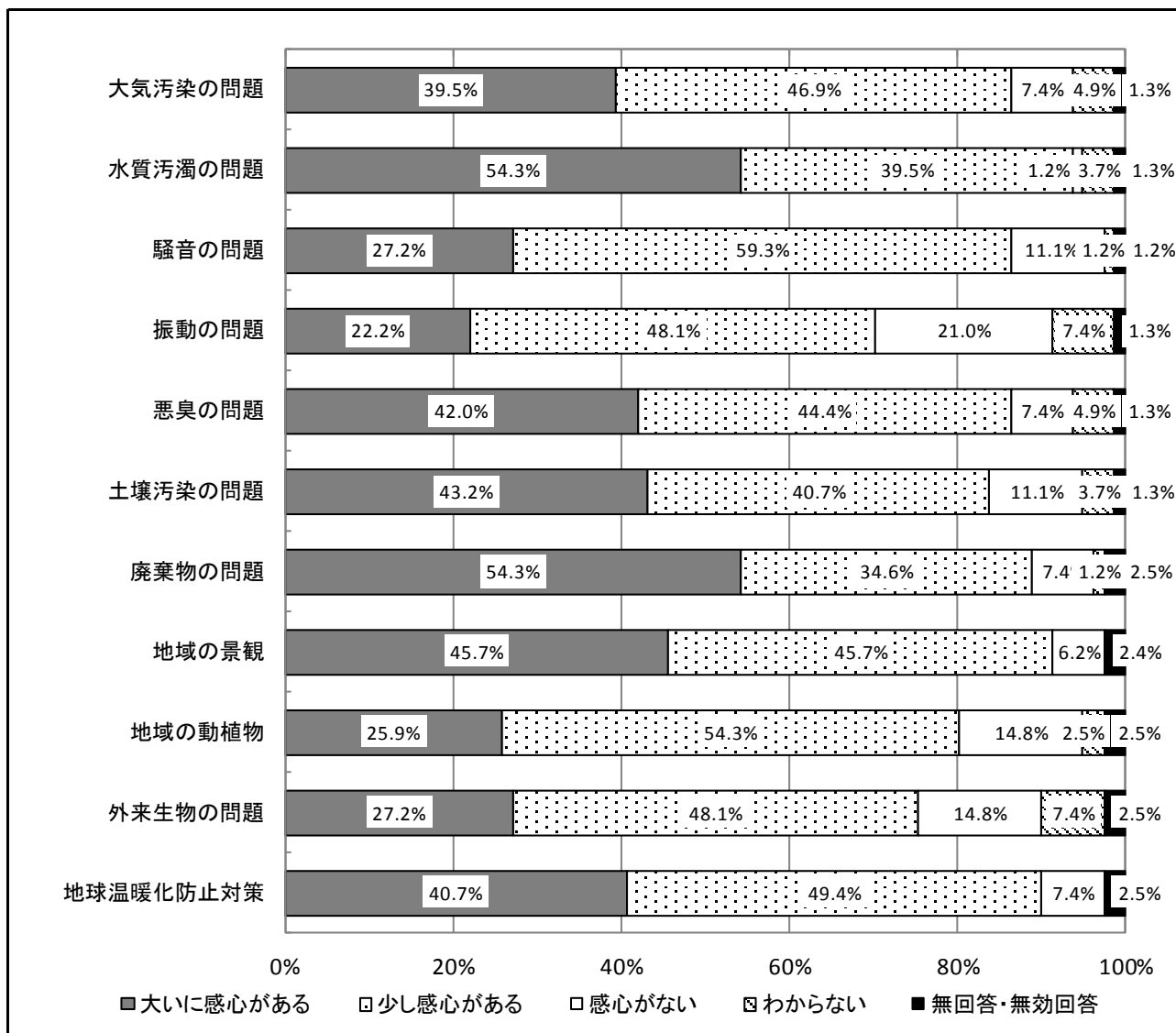
1 田園風景の美しいまち	46件	56.8%
2 水がきれいなまち	43件	53.1%
3 歴史が感じられるまち	6件	7.4%
4 都市機能が充実したまち	7件	8.6%
5 産業が活発なまち	25件	30.9%
6 環境を学べるまち	4件	4.9%
7 身近に自然が多いまち	42件	51.9%
8 ごみのないきれいなまち	11件	13.6%
9 安心して暮らせるまち	43件	53.1%



事業者が考えるえびの市の理想像としては、「田園風景の美しいまち」、「水がきれいなまち」、「産業が活発なまち」、「身近に自然が多いまち」、「安心して暮らせるまち」との回答が高くなっていました。

事業者においても市民同様、自然環境に関連する事項を理想像とする高い回答が確認されました。なお、事業者の特色として、「産業が活発なまち」の回答が高くなっています。

問5 あなたが取り組んでいる環境保全につながる項目についてお尋ねします。各項目について当てはまる答えを1つ選んで○をつけてください。



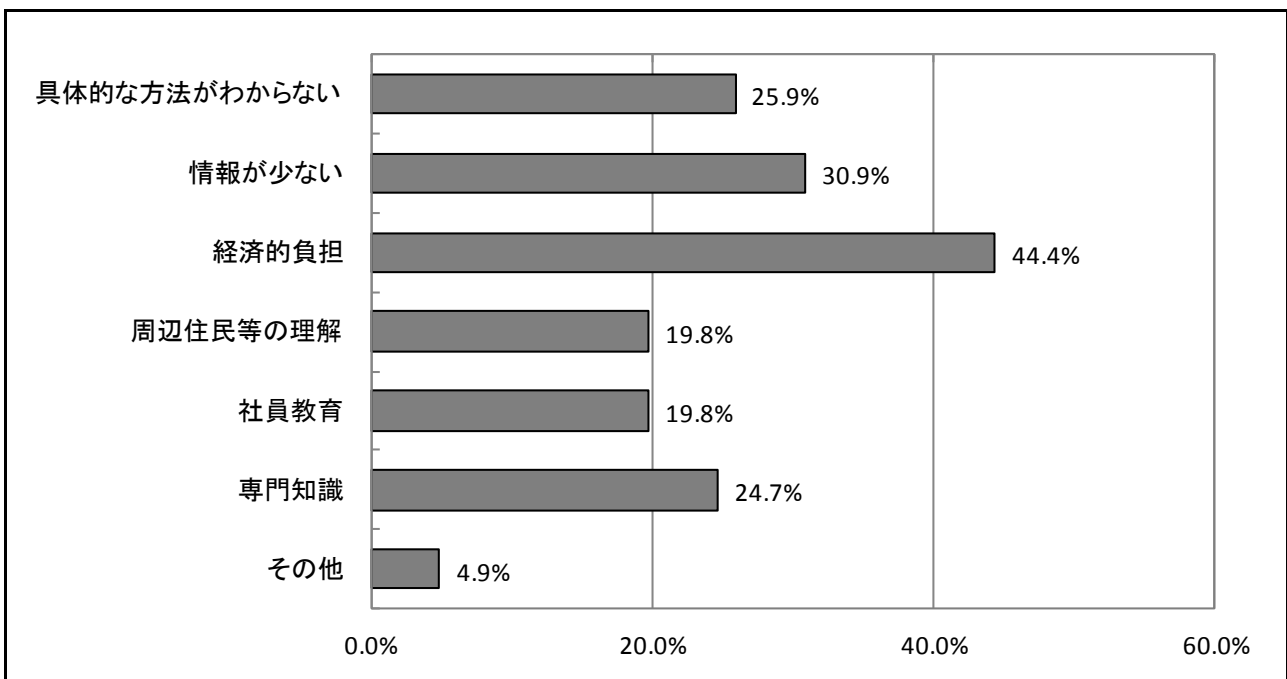
取り組んでいる環境保全の項目としては、「振動の問題（70%）」、「外来生物の問題（75%）」の項目がやや感心が低い回答となっていました。

一方で、「水質汚濁の問題（94%）」、「地域の景観（91%）」、「地球温暖化防止対策（90%）」に対しては高い感心があることがうかがえます。

特に、「地球温暖化防止対策」については省エネとも密接に関連することから、事業者対策としてのキーワードとなります。

※（ ）内の数値は「大いに感心がある」及び「少し感心がある」の合計

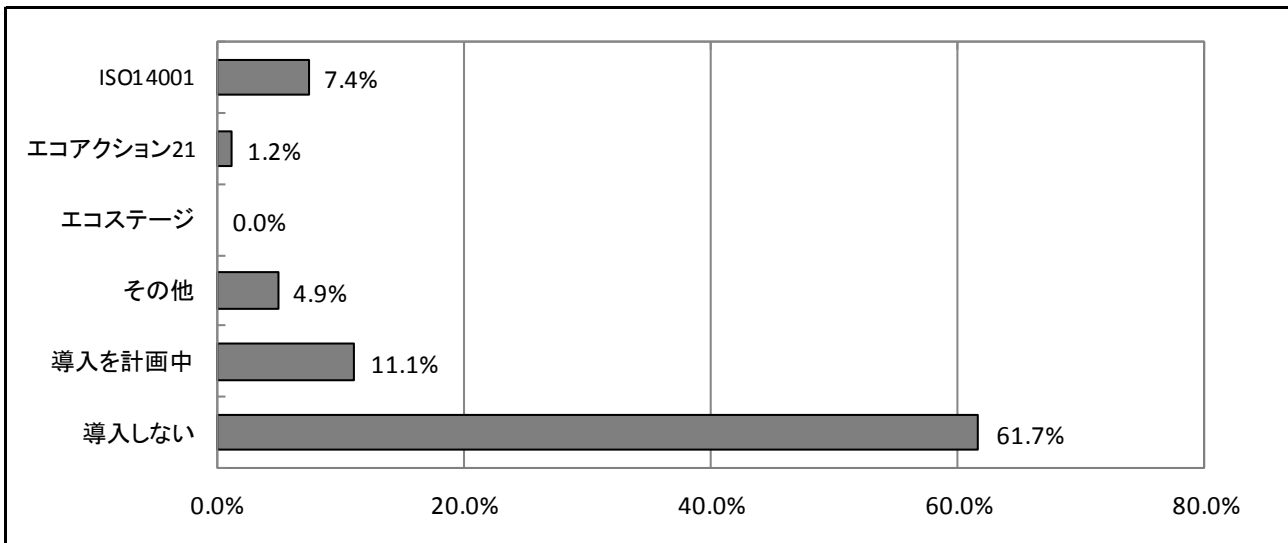
問6 貴社として、上記の各種対策について取り組む場合、問題となることは何でしょうか。当てはまる答えを2つ選んで○をつけてください。		
1 具体的な方法がわからない	21件	25.9%
2 情報が少ない	25件	30.9%
3 経済的負担	36件	44.4%
4 周辺住民等の理解	16件	19.8%
5 社員教育	16件	19.8%
6 専門知識	20件	24.7%
7 その他	4件	4.9%



環境保全の取り組みを進める上での問題点としては、「情報が少ない」、「具体的な方法がわからない」、「専門知識」との回答が多くなっていますが、最も高い要素としては「経済的負担」となっていました。

事業者の経済的負担の観点も考慮に入れながら市民と同様に情報提供のあり方などを検討する必要があります。

問7 貴社において、環境マネジメントシステム（環境監査）を導入していますか。当てはまる答えを選んで○をつけてください。		
1	ISO14001	6件 7.4%
2	エコアクション21	1件 1.2%
3	エコステージ	0件 0.0%
4	その他	4件 4.9%
5	導入を計画中	9件 11.1%
6	導入しない	50件 61.7%

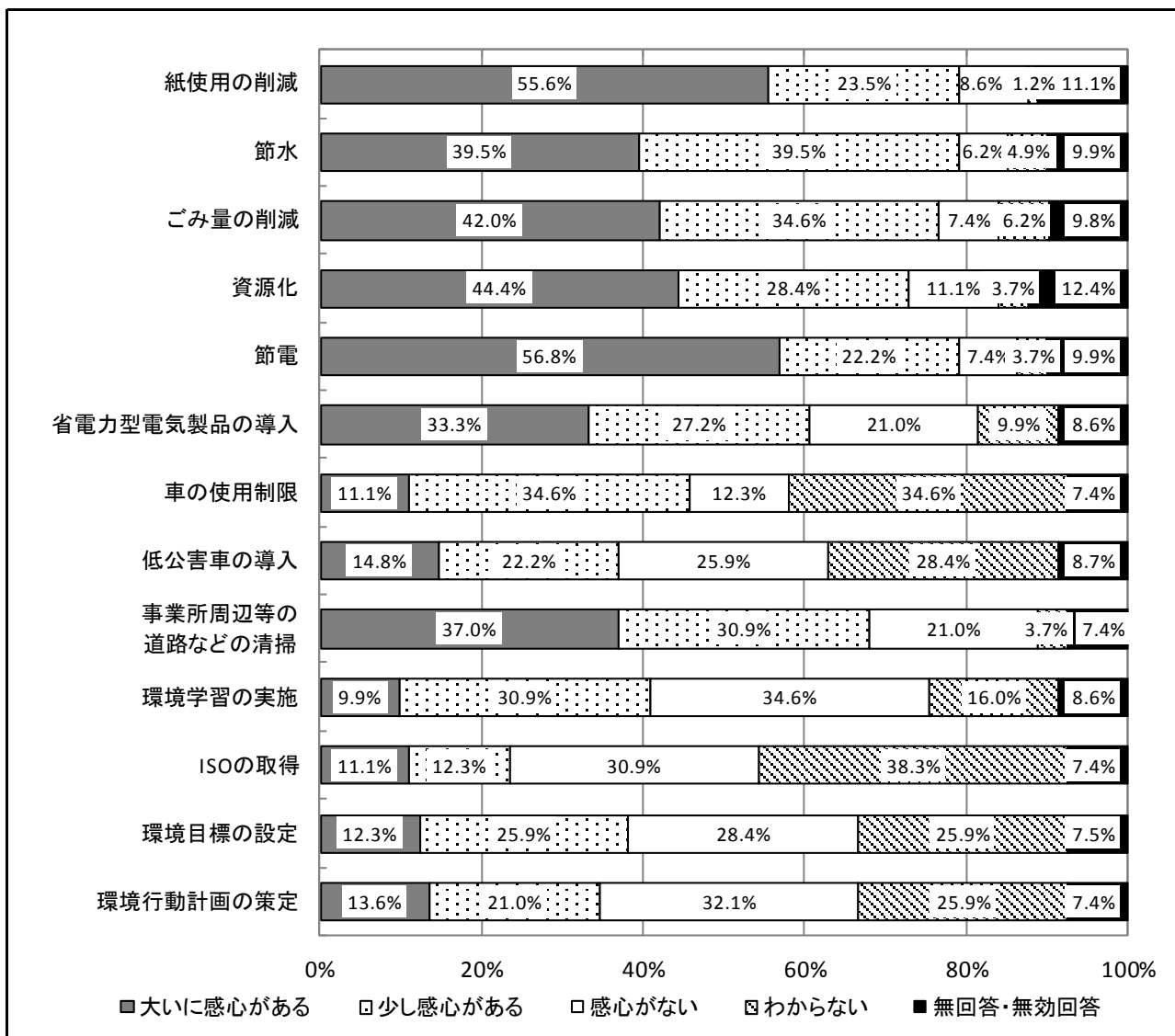


環境マネジメントシステムを導入している企業は「ISO14001」となっています。

一方で、概ねの企業は「導入しない」と回答しています。本要因としては、環境マネジメントシステムの運用には経済的な負担が生じるため、問6の回答と同様に「経済的負担」を回避しようとしていることがうかがえます。また、事業所の規模的（従業員数）も「導入しない」との回答が多くなった要因の一つと考えられます。

問8

環境保全につながる項目として、以下に示す内容のうち貴社の取り組み状況を回答願います。各項目について当てはまる答えを1つ選んで○をつけてください。

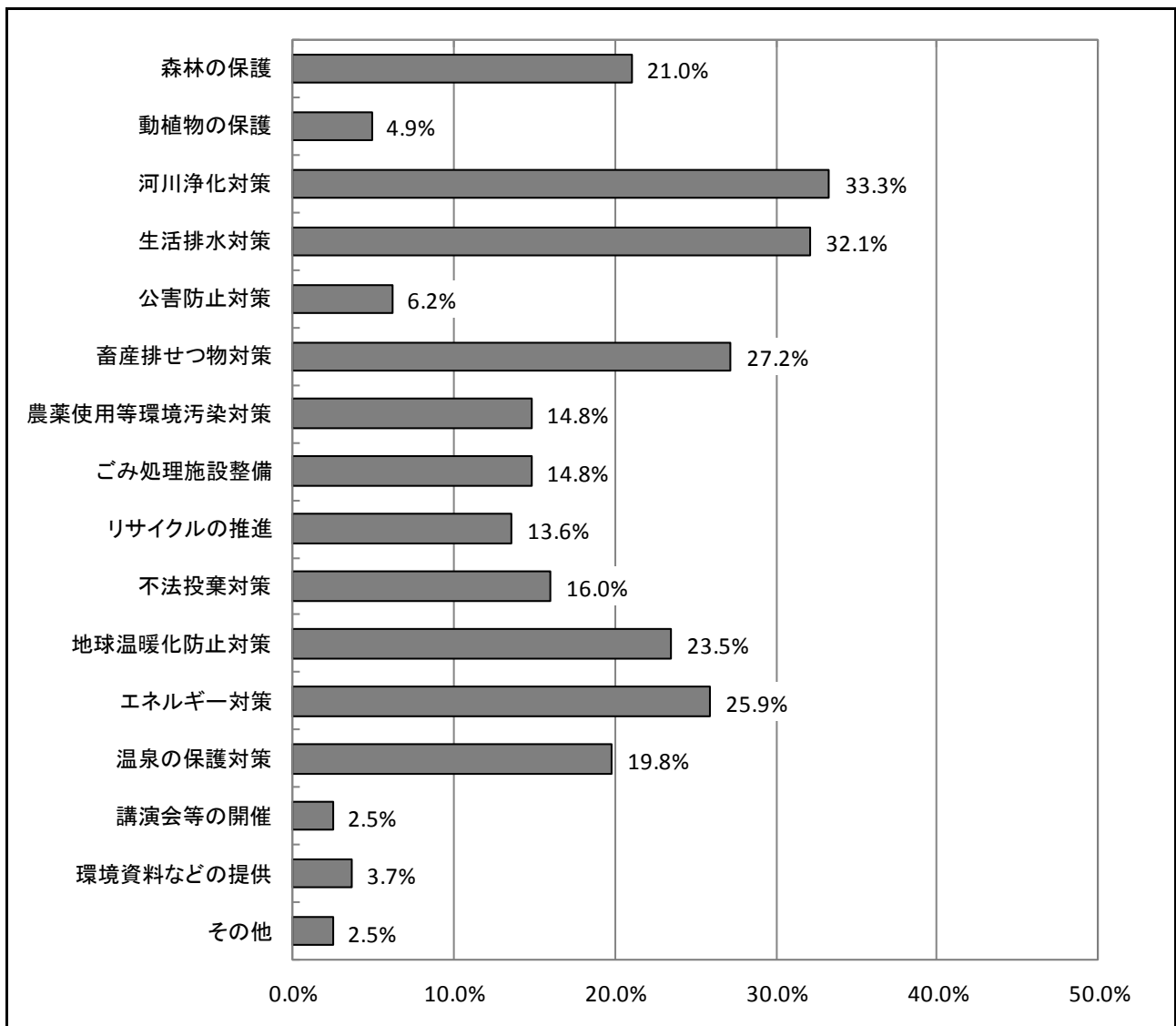


環境保全につながる取組として、「紙使用の削減」、「節水」、「ごみ量の削減」、「節電」などが高い感心を得ています。

高い感心を得た項目については、企業側の経済負担が軽減される取組が多く、経済負担が高くなる取組の感心は低くなる傾向が確認できます。

こうした点からも、事業者においても事業継続を念頭におきながらもより多くの環境保全活動を進めていく必要があります。

問9 貴社が環境保全のために市に望むことはどのようなものですか。当てはまる答えを3つ選んで○をつけてください。



環境保全のために市に望む項目については、「家畜排せつ物対策」、「生活排水対策」、「河川浄化対策」であり、前回のアンケート調査結果と同じく高い回答となっています。

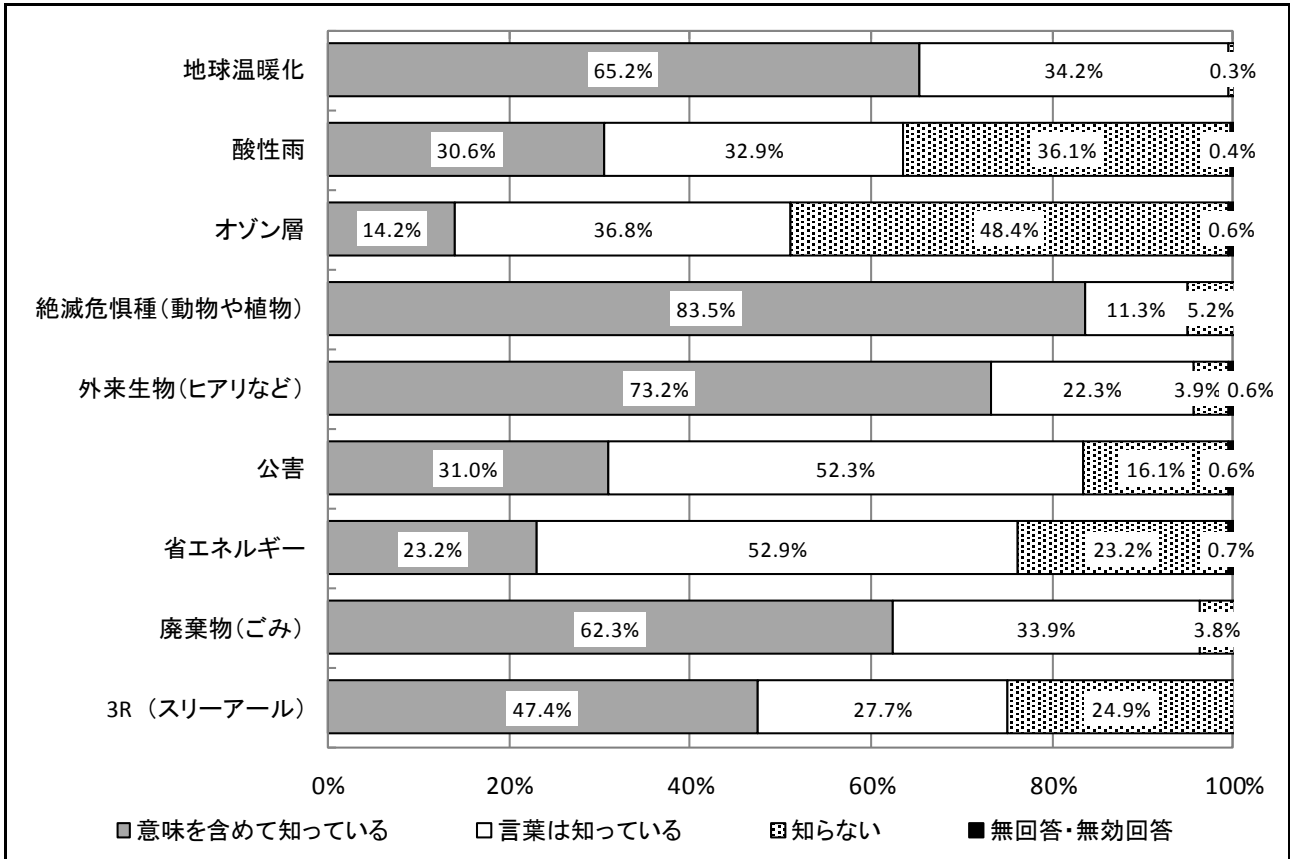
前回から顕著に変化した項目としては、「地球温暖化防止対策」、「エネルギー対策」が高い回答となった一方で、「公害防止対策」、「動植物の保護」の回答は低くなっていました。

こうした点からも、事業者についても市民と同様に自然環境保護に繋がる項目の対応を求めていることがうかがえます。

3. 児童・生徒の意識

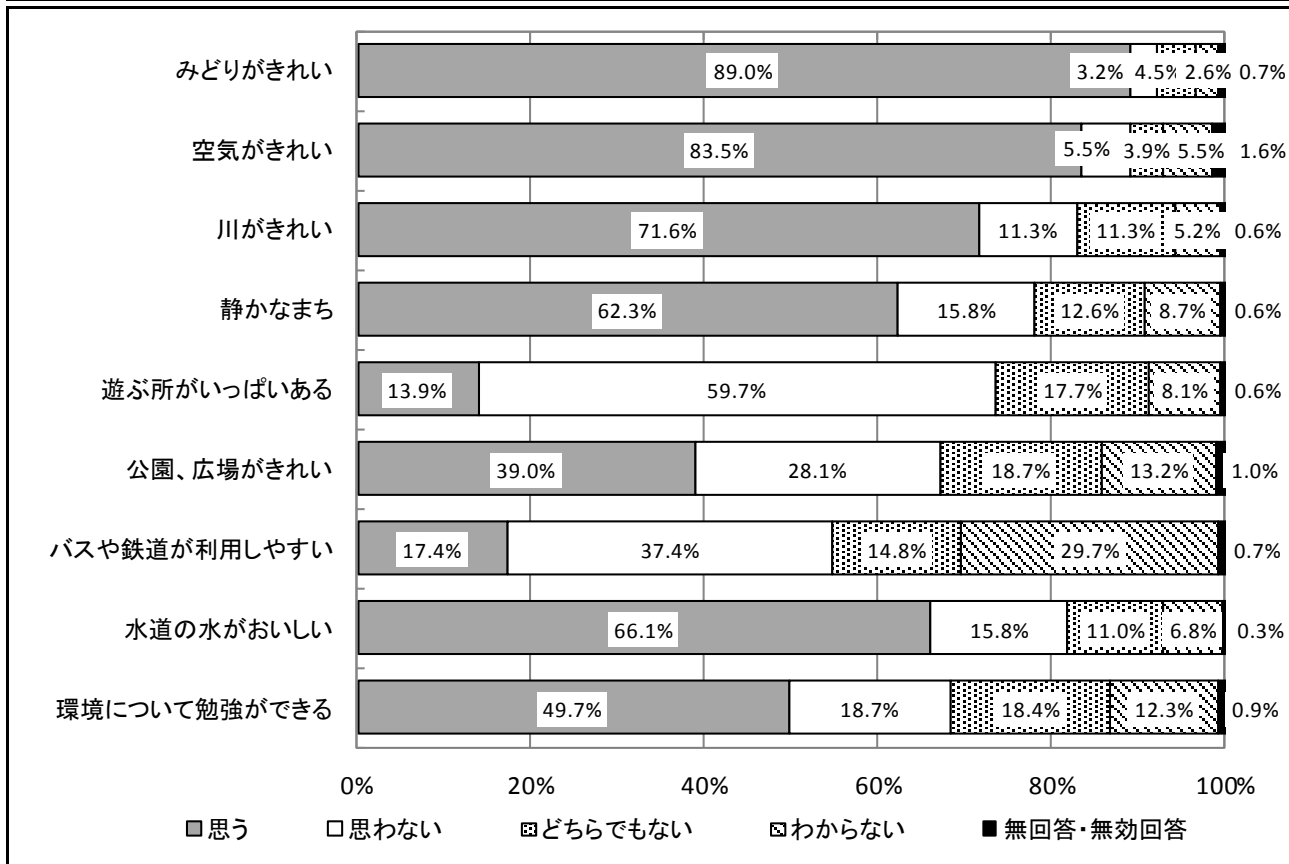
小中学生の環境に関する意識調査と環境学習の一環として、市内の小学校6年生と中学校2年生を対象に、アンケート調査を平成29年8月に行いました。

1. あなたは、環境に関する言葉を知っていますか。あてはまる答えを1つずつ選んで○をつけてください。



環境に関する言葉について意味を含めて知っている言葉は、最も高かったのは、「絶滅危惧種」でした。次に小中学生が意味を含めて知っている高い項目は、外来生物、地球温暖化、廃棄物の順でした。

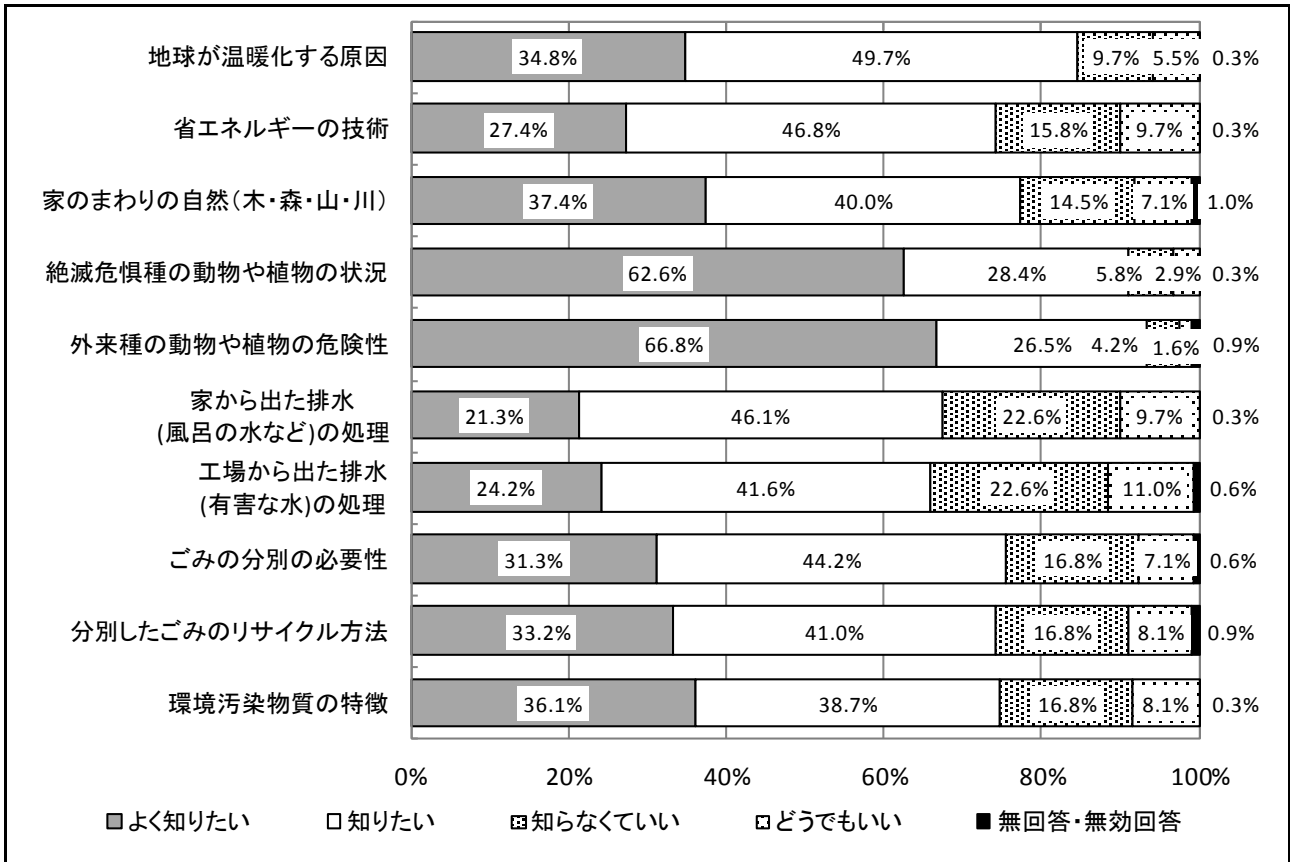
2. あなたはえびの市の環境についてどう感じていますか。あてはまる答えを1つずつ選んで○をつけてください。



本市の環境については、「みどりがきれい」、「空気がきれい」と思う回答が特に高く、80%以上となっています。

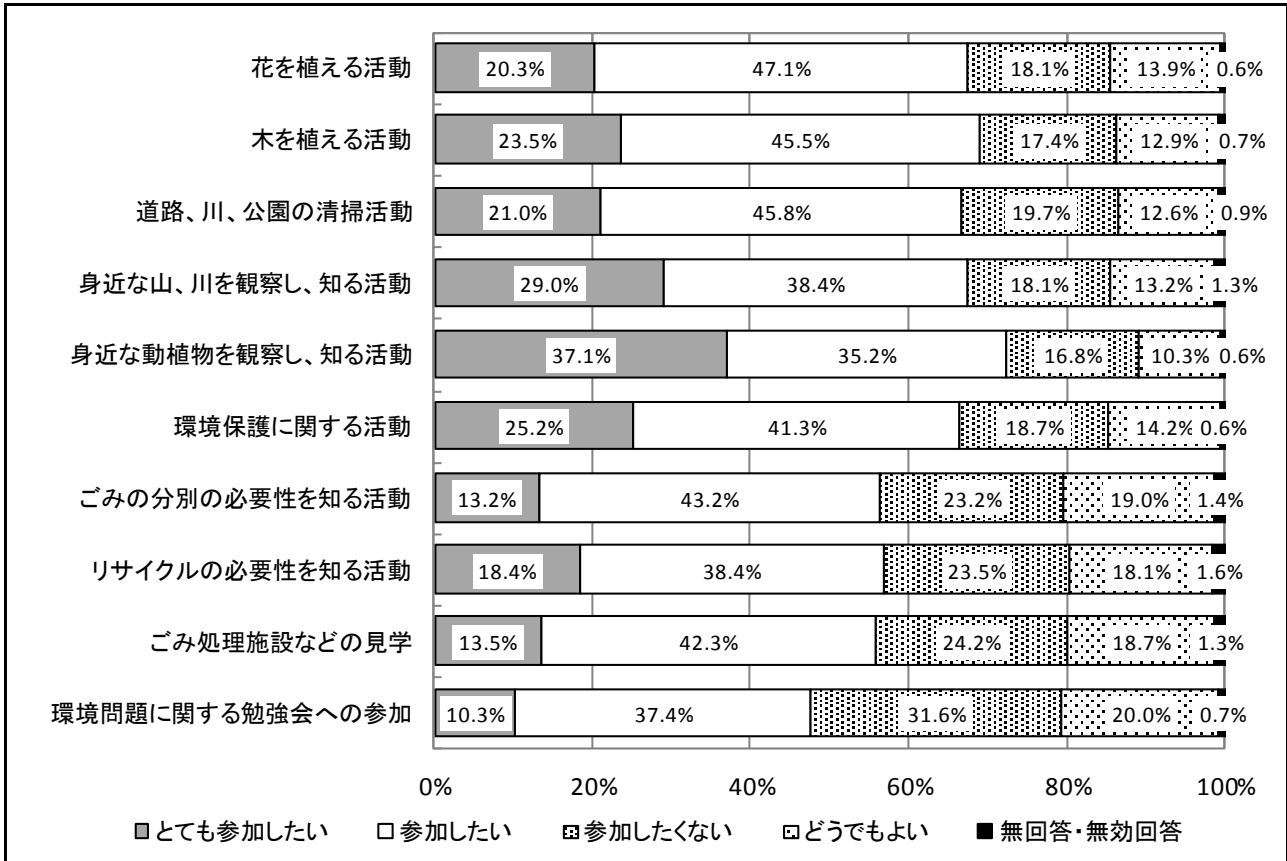
「遊ぶ所がいっぱいある」、「バスや鉄道が利用しやすい」と思う回答は、20%以下となっています。

3. 次の環境の問題についてどのくらい知りたいですか。あてはまる答えを1つずつ選んで○をつけてください。



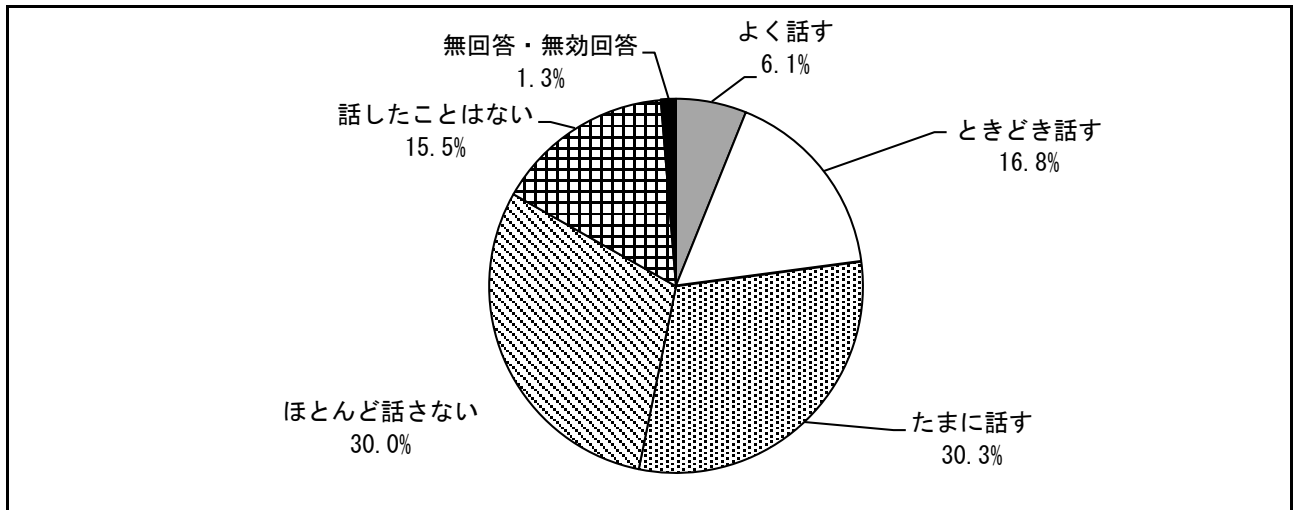
環境の問題については、「絶滅危惧種の動物や植物の状況」、「外来種の動物や植物の危険性」などの動物や植物に関する項目について60%以上が「よく知りたい」と回答しています。動物や植物に対しては、興味が高くなっていることがうかがえます。

4. 次のような活動に参加したいですか。あてはまる答えを1つずつ選んで○をつけてください。



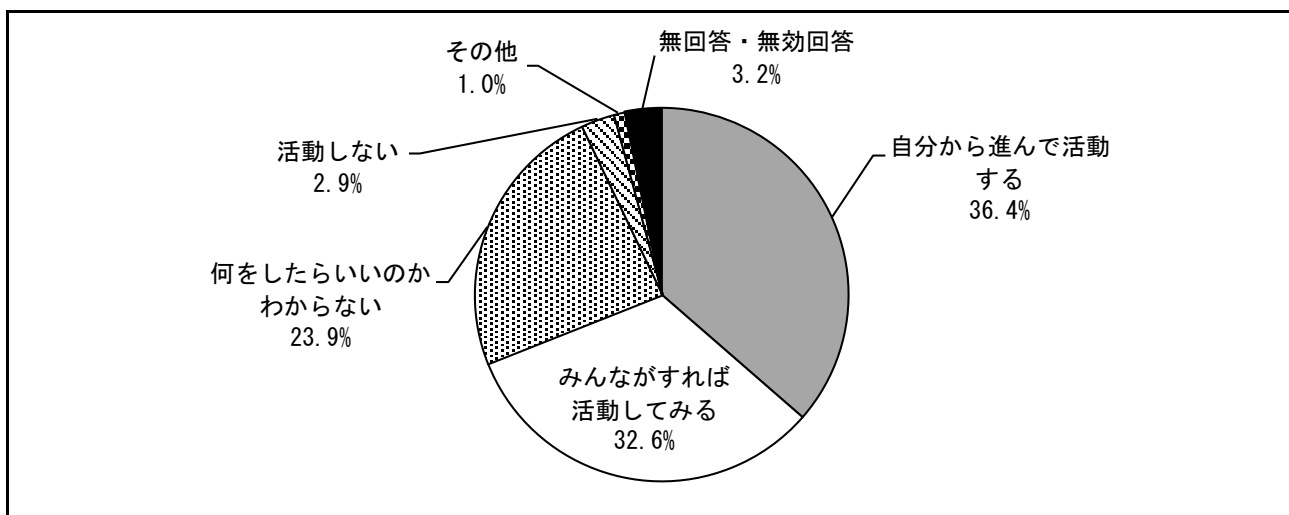
概ね活動への参加意欲は「とても参加したい」、「参加したい」を合わせる50%以上が活動に参加したいと回答しています。しかし、環境問題に関する勉強会への参加は、50%を下回っていました。

5. あなたのおうちでは、環境問題について話しますか。ひとつえらんで○をつけてください。		
1 よく話す	19件	6.1%
2 ときどき話す	52件	16.8%
3 たまに話す	94件	30.3%
4 ほとんど話さない	93件	30.0%
5 話したことはない	48件	15.5%
無回答・無効回答	4件	1.3%
回答数	310件	-



家庭での環境問題の話については、「よく話す」、「ときどき」、「たまに話す」の合計が50%を超えています。一方で、「ほとんど話さない」、「話したことはない」との回答が約45%でした。

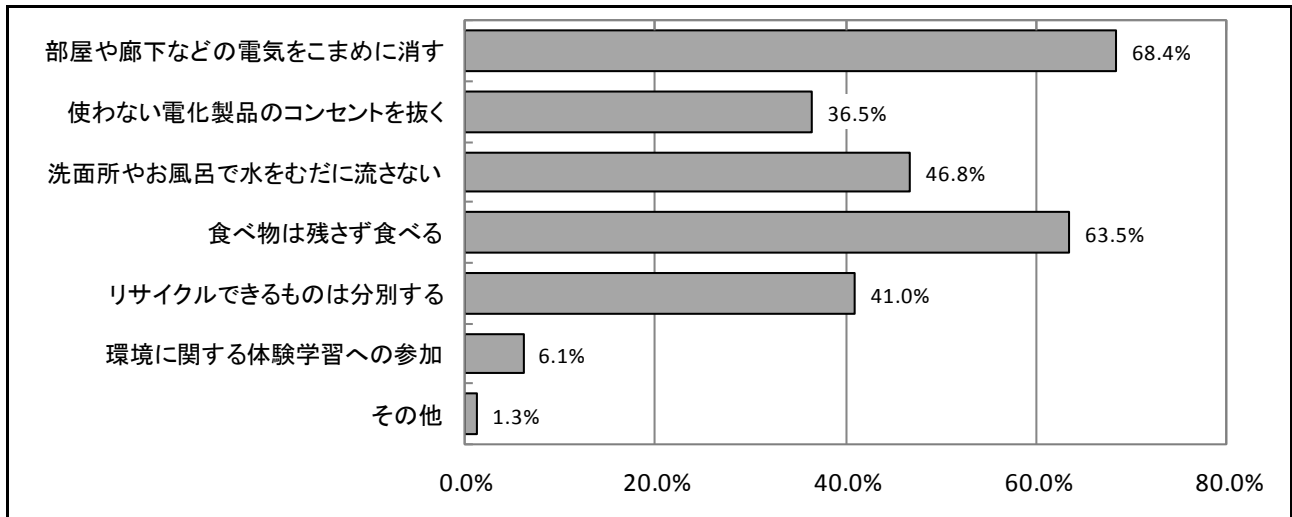
6. あなたは環境を守る活動をどのように行いますか。ひとつえらんで○をつけてください。		
1 自分から進んで活動する	113件	36.4%
2 みんながすれば活動してみる	101件	32.6%
3 何をしたらいいかわからない	74件	23.9%
4 活動しない	9件	2.9%
5 その他	3件	1.0%
無回答・無効回答	10件	3.2%
回答数	310件	-



環境を守る活動については、「自分から進んで活動する」が最も多く 36.4%となっています。「活動しない」と回答したのは 2.9%でした。

「何をしたらいいかわからない」の回答が 23.9%と比較的構成比が高いため、活動への取り組みを推進するためには、こうした層への具体的な啓発が重要となっています。

7. いつも行っている取り組みがあれば、あてはまる番号すべてに○をつけてください。		
1 部屋や廊下などの電気をこまめに消す	212件	68.4%
2 使わない電化製品のコンセントを抜く	113件	36.5%
3 洗面所やお風呂で水をむだに流さない	145件	46.8%
4 食べ物は残さず食べる	197件	63.5%
5 リサイクルできるものは分別する	127件	41.0%
6 環境に関する体験学習への参加	19件	6.1%
7 その他	4件	1.3%



節電や食べ物の無駄をしない取り組みについては、60%以上が取り組んでいます。

資料3. えびの市環境基本条例

○えびの市環境基本条例

(平成16年12月28日えびの市条例第18号)
改正 平成25年3月29日条例第13号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策(第7条—第19条)
- 第3章 地球環境保全の推進等(第20条)
- 第4章 えびの市環境審議会(第21条—第25条)
- 第5章 補則(第26条)
- 附則

わたしたちの暮らすえびの市は、南は霧島錦江湾国立公園の霧島連山、北は九州山地に抱かれ、これらから湧き出る豊かで清らかな水は、市の中心部を東西に流れる川内川にそそぎ、さまざまな形でわたしたちに潤いを与えてくれる。

また、広大な森林、地力の優れた耕地は、良質な米や野菜など限りない自然の恵みをも与えてくれる。

しかし、近年環境の問題は、地球規模では温暖化や砂漠化等生存基盤までも揺るがすものとなってきた。また、わたしたちの周りでは生活様式等の変化から自然環境が損なわれはじめ、水質汚濁、悪臭等の問題をも引き起こしている。わたしたちは、これらの状況を認識するとともに、えびの市の豊かで美しい自然環境を保全し、地球規模の環境の保全にも関わっていくことが必要となってきた。

わたしたちが協働して環境の保全のための取組を積極的に進め、将来の世代に自然環境に恵まれたかけがえのないふるさとえびのを引き継ぐため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するも

のをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全は、市、市民及び事業者の公正な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる都市を構築することを目的として行わなければならない。

3 地球環境保全は、全人類の共通の重要な課題であることを、市、市民及び事業者が認識して、それぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当っては、国及び県その他の地方公共団体と連携を図るように努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、廃棄物の減量、資源の有効な利用等により環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は基本理念にのっとり環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。

(4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、潤いと安らぎのある快適な環境が保全されること。

(5) 資源の循環的な利用が促進されるとともに、エネルギーの有効利用が図られること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、えびの市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(環境基本計画の策定手続等)

第9条 市長は、環境基本計画を策定する場合においては、市民及び事業者の意見が反映できるように必要な措置を講ずるとともに、えびの市環境審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、環境基本計画を策定した時は、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境その他市民の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、前項に規定する措置に準じて必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第12条 市は、廃棄物の公共的な処理施設の整備、その他環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備、その他自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者と協力して、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(水環境と緑豊かな環境の確保)

第14条 市は、市民の憩いの場である水辺地の水環境を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、森林その他の緑が有する良好な環境の保全上の機能を重視し、森林等の保全及び整備、市街地等における緑化の推進に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第15条 市は、市民及び事業者が自ら環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動が促進されるように、生涯を通じた環境の保全に関する教育及び学習を振興し、並びに環境の保全に関する広報活動を充実するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第15条の規定による環境の保全に関する教育及び学習の振興、並びに前条の規定による環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全に資するために必要な調査及び研究の実施に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進等

第20条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策の推進を図るものとする。

2 市は、関係機関と連携し、環境の保全に関する技術及び情報の提供等を行うことにより、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 えびの市環境審議会

(設置)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、えびの市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所轄事項)

第22条 審議会の所轄事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第1項に規定する事項を処理すること。
- (2) 環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を処理すること。
- (3) その他市長が諮問した事項を審議すること。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第23条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が適当と認めた者

(任期)

第24条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第25条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 補則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(えびの市環境審議会設置条例の廃止)
- 2 えびの市環境審議会設置条例(平成 6 年えびの市条例第 15 号)は、廃止する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 4. 用語の解説

《あ行》

【悪臭】

人に嫌悪感を与える臭気のこと。

悪臭防止法では、以下の特定悪臭物質（22 物質）が指定されています。

特定悪臭物質名	主な発生源
アンモンニア	畜産事業場、化製場、し尿処理場
メチルメルカプタン	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場
硫化水素	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場
硫化メチル	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場
二酸化メチル	
トリメチルアミン	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場
アセトアルデヒド	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場
プロピオンアルデヒド	焼付け塗装工程を有する事業場
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	塗装工程を有する事業場
酢酸エチル	塗装工程または印刷工程を有する事業場
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
スチレン	化学工場、FRP 製品製造工場
キシレン	塗装工程または印刷工程を有する事業場
プロピオン酸	脂肪酸製造工場、染織工場
ノルマル酪酸	畜産事業場、化製場、でんぷん工場
イソマル吉草酸	
イソ吉草酸	

【アスベスト】

石綿（いしわた）。蛇紋石や角閃石が繊維状に変形した天然の鉱石で無機繊維状鉱物の総称。蛇紋石系（クリソタイル）と角閃石系（クロシドライト、アモサイトなど）に大別されます。繊維 1 本は直径 0.02-0.35 μm （髪の毛の 5,000 分の 1）程度。耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ、安価であるため、「奇跡の鉱物」として重宝され、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等、様々な用途に広く使用されてきました。

【一般廃棄物と産業廃棄物】

一般廃棄物とは、「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」によって定義される産業廃棄物以外のもので、家庭での通常の生活を営む上で排出されるごみ「家庭系一般廃棄物」と事業所から排出される産業廃棄物以外の廃棄物にあたる「事業系一般廃棄物」です。なお、以前、家電製品などでも広く使われていたポリ塩化ビフェニル（PCB）など、産業廃棄物以外であっても環境や人体への影響が特に問題視されるものについては、「特別管理一般廃棄物」として、一般廃棄物とは区別して管理されることになります。

(産業廃棄物)

種類	具体例	
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイドかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	廃ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材または木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等
		貨物の流通のために使用したパレット等
(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以	

	外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固形化物）	

（一般廃棄物） 上記以外のもの

【エコドライブ】

エコドライブとは、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用です。取組については、警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省を関係省庁とする「エコドライブ普及連絡会」及び「エコドライブ普及検討会」を設置し、「エコドライブ 10 のすすめ」を取りまとめ、普及促進を図っています。

【オゾン層】

オゾンは酸素原子 3 個からなる気体です。

大気中のオゾンは成層圏（約 10～50km 上空）に約 90%存在しており、このオゾンの多い層を一般的に オゾン層といいます。成層圏オゾンは、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護しています。また成層圏オゾンは、紫外線を吸収するため成層圏の大気を暖める効果があり、地球の気候の形成に大きく関わっています。上空に存在するオゾンを地上に集めて 0℃に換算すると約 3 ミリメートル程度の厚さにしかありません。 このように少ない量のオゾンが有害な紫外線を防いでいます。

【汚泥】

上下水道あるいは工場廃水の浄化に伴って多量に排出される固形物。狭義には、下水処理で砂を除外した沈殿物やフロックなどをいいます。

【温室効果ガス】

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のことです。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にあります。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められました。平成 25 年の地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により、三ふっ化窒素が温室効果ガスの種類として追加されました。

《か行》

【外来種】

外来種とは、たとえばカミツキガメのように、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。日本の野外に生息する外国起源の生物の数はわかっているだけでも約 2000 種にもなります。明治以降、人間の移動や物流が活発になり、多くの動物や植物がペットや展示用、食用、研究などの目的で輸入されています。一方、荷物や乗り物などに紛れ込んだり、付着して持ち込まれたものも多くあります。これらは、意図的、非意図的の違いはありますが、人間の活動に伴って日本に入ってきているという点で共通しています。

【家電リサイクル法】

「特定家庭用機器再商品化法」。消費者が廃棄したエアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫を、小売業者が製造業者へ引き渡す義務付けや、製造業者に対し廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けることを目的として制定された法律です。

【環境基準】

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気・水・土壌・騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものです。

【環境基本法】

平成 5 年に制定・施行された日本の環境政策の根幹を定める基本法です。環境基準の設定や環境基本計画の策定など具体的な施策に関する規定（実体規定）も含まれますが、その大半は施策の方向性を示すいわゆるプログラム規定で構成され、具体的施策は規定の趣旨に基づく個別の法制上および財政上の措置により実施されます。

【環境負荷】

人が環境に与える負担のことです。単独では環境への悪影響を及ぼせないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含まれます。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障となるおそれのあるものをいう。」としています。

【環境マネジメントシステム】

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（EMS - Environmental Management System）といいます。

また、こうした自主的な環境管理の取組状況について、客観的な立場からチェックを行うことを「環境監査」といいます。

環境マネジメントや環境監査は、事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い組織や事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されています。

【気候変動枠組条約】

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。1994年3月発効。温室効果ガスの排出・吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務とし、さらに先進締約国には、温室効果ガスの排出量を2000年に1990年レベルに戻すことを目的として政策措置をとることなどの追加的な義務を課しています。

【京都議定書】

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進各国は2008年～12年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）を約束しました。

【景観法】

国民共通の資産として良好な景観の形成を促進するため、国・自治体・住民の責務や各種の規制などを定めた法律。2004年6月制定。景観に関する初の包括的法律であり、自治体による従来の景観条例では弱かった強制力に法的強制力を与えるものです。景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律と共に景観3法と呼ばれます。

【公害】

環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる（1）大気の汚染、（2）水質の汚濁、（3）土壌の汚染、（4）騒音、（5）振動、（6）地盤の沈下及び（7）悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること、と定義されており、この（1）から（7）までの7種類は”典型7公害”と呼ばれています。なお、「相当範囲にわたる」については、ある程度の広がりがあれば、被害者が1人の場合でもこの制度の対象となります。また、被害は、既に発生しているもののほか、将来発生するおそれのあるものも含まれます。

【公害防止協定】

公害防止のひとつの手段として地方公共団体又は住民と企業との間で締結される協定をいいます。これらの協定は、法令の規定基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示などを内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な公害防止対策の手段として広く利用されています。

【公共用水域】

水質汚濁防止法では、公共用水域とは、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路。」と定義されています。下水を処理する終末処理場を有する下水道は、公共用水域に含まれません。したがって、終末処理場に接続していない分流式下水道の雨水管や都市下水路は公共用水域である。特定施設を有する特定事業場から、公共用水域に汚水を排出するものは、同法の規制を受けることになります。

《さ行》

【最終処分場】

ごみのうちリユース（再利用）、リサイクル（再資源化、サーマルリサイクルを含む）が困難なものを処分するための施設のこと。ごみ処分場、ごみ埋立地、埋立処分場などとも呼ばれます。日本では廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法と略される）に定められた構造基準と維持管理基準に基づいて設置・運営され、同法に定められた廃棄物の区分に従い埋立て処分されます。

【ジオパーク】

「地球・大地（ジオ：Geo）」と「公園（パーク：Park）」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球（ジオ）を学び、丸ごと楽しむことができる場所をいいます。現在日本には、日本ジオパーク委員会が認定した「日本ジオパーク」が43地域あります（2016年9月現在）。えびの市内では、市南部の霧島山周辺地域が「霧島ジオパーク」として認定されており、加久藤カルデラとその南縁に成長した霧島山がつくった風景を囲むJR肥薩線、吉都線、日豊本線の内側がエリアに設定されています。

【自動車リサイクル法】

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付け、使用済み自動車のリサイクル・適正処理を図ることを目的として制定された法律です。

【自然公園】

1957年に制定された自然公園法では、「すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする」と規定されています。国立公園、国定公園および都道府県立自然公園の3種があります(自然公園法2条1号)。

【出生中位推計】

出生数を推計するためには、将来における女子の出生率が必要となりますが、出生率及び死亡率の将来については不確定要素が大きいため、幾つかの仮定を設け、それぞれ3つの値が、合計で3×3=9通りの値が推計されています。出生率の「低位推計」は、女性があまり子供を産まない（出生率が低い）。「中位推計」は、女性がそれなりに子供を産む（出生率が中くらい）。「高位推計」は、女性が多く子供を産む（出生率が高い）という仮定の下に計算された推計です。同様に死亡率も高い、中くらい、低いのが3つが仮定されます。

【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念で、①製品等が廃棄物となることを抑制、②排出された廃棄物はできるだけ資源として適正に利用、③どうしても利用できないものは適正に処分の流れが徹底されることにより、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」を示しています。

【合併浄化槽】

合併浄化槽（じょうかそう）とは、トイレ排水と併せて台所やお風呂の排水（生活に伴い発生する汚水）を処理する機器です。

【新エネルギー】

石油代替エネルギーを製造、発生、利用すること等のうち、経済性の面での制約から普及が進展しておらず、かつ石油代替エネルギーの促進に特に寄与するものとして、我が国が積極的に導入送信を図るべき政策的支援対象と位置づけられています。具体的には、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物燃料製造、廃棄物発電、廃棄物熱利用、バイオマス燃料製造、バイオマス発電、バイオマス熱利用、温度差エネルギー、雪氷熱利用、電気自動車（ハイブリッドを含む）、天然ガス自動車、メタノール自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池が対象となっています。

【振動】

物体がある一点を中心に、ある周期をもってゆれ動くことですが、この動きによって人の生活等が阻害されることを振動による公害といいます。したがって、公害を発生させる振動は、「不快な振動」、「好ましくない振動」といえます。

【水域類型】

環境基準のうち、生活環境に係る水質環境基準については、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて類型を設け、水域ごとに類型指定を行うこととしています。国においては、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令に定められた 47 河川・海域（複数の都道府県の区域にわたる 37 河川及び 10 海域）について類型指定を行っています。

【生活系ごみ】

日常生活を送る中で排出される厨芥類や紙くず等の可燃ごみ、かん・びん、ペットボトル、その他プラスチック等の資源ごみ等のごみで、家庭で発生・排出されるごみです。

【生態系】

川、海、草原、森林など、あるまとまりを持った自然環境と、そこに生息するすべての生物で構成される空間を生態系（自然生態系）といいます。地球上にすんでいる植物や動物、微生物といったすべての生きものは、土や水、大気という環境の中で生きています。そして、太陽の光のエネルギーを源として、生きものとそれらを取り巻く環境がお互いに関わりあいながら、ひとつのまとまった仕組みと働き（システム）を形づくっています。もちろん、私たち人間も、生態系を形づくるメンバーの一員です。

《た行》

【ダイオキシン類】

ダイオキシン類は単一の物質ではなく、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化

ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（co-PCB）（または「ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル（DL-PCB）」ともいう。）という物質の総称で、塩素の数やその付く位置が異なる異性体が数多く存在し、それらは毒性が異なります。

ダイオキシン類は、廃棄物の焼却、塩素によるパルプなどの漂白、または農薬などの化学物質を製造する際の副生成物として非意図的に生成することが知られています。ダイオキシン類は、難分解性の物質であるため、環境に放出されると土壌や水環境中に長期間残留します。また、食物連鎖を通して生物濃縮され、生体に影響を及ぼすといわれています。

【大腸菌群数】

一定量の試料をとって、一定の方法で培養したときに現れてくる大腸菌群落の数。一般に水や食品中の大腸菌の存在は、人畜の尿尿による汚染か、またはその可能性を意味します。定量試験によって大腸菌群数を測定して汚染の程度を推定します。

【地球温暖化】

地球温暖化とは、化石燃料の大量使用などにより、大気中の温室効果ガスが増加し、大気や海洋の平均気温が上昇していく現象のことを示します。

【低公害車】

低公害車は、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車です。

低公害車の普及は自動車からの CO₂ 削減だけでなく、自動車に起因する大気汚染問題への対応としても大変有効です。

《は行》

【バイオマス】

バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼びます。バイオマスの種類には 1.廃棄物系バイオマス、2.未利用バイオマス、3.資源作物（エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物）があります。廃棄物系バイオマスは、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場残材、下水汚泥等があげられ、未利用バイオマスとしては、稲わら・麦わら・もみ殻等が、資源作物としては、さとうきびやトウモロコシなどがあげられます。

【廃棄物】 → 一般廃棄物と産業廃棄物の項を参照

【パリ協定】

2015年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択され、2016年11月に発効した、地球温暖化防止に関する国際条約です。長期目標として、「世界的な平均気温の上昇を産業革命前に比べて2度より十分低く保つとともに、1.5度以内に抑える努力すること」を掲げ、す

すべての国が5年ごとに削減目標を提出・更新する仕組みなどを規定しています。

【フロン】

フルオロカーボン（炭素とフッ素の化合物）のことを一般的にフロンといいます。

そのうち、CFC（クロロフルオロカーボン）とHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）がオゾン層破壊物質です。

また、HFC（ハイドロフルオロカーボン）のことを一般に「代替フロン」といいます。HFCは塩素を持たないためオゾン層を破壊しません。しかし、代替フロンは二酸化炭素の数百倍～数万倍の温室効果があり、地球温暖化の原因になるとして問題となっています。

【フロン排出抑制法】

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」。フロン類を製造・輸入等する事業者に対して、フロン類等の使用の合理化への取組みが求められています。また、フロン類の再生業又は破壊業を行おうとする者に対して国の許可を必要とし、引き取ったフロン類について、それぞれフロン類の再生に関する基準又はフロン類の破壊に関する基準に従って再生又は破壊を行う必要性を定めています。

《ま行》

【ミレニアム生態系評価】

国際連合の提唱によって2001年～2005年に行われた地球規模の生態系に関する環境アセスメント。生態系・生態系サービスの変化が人間生活に与える影響を評価するため、それらの現状と動向・未来シナリオ作成・対策選択肢の展望について分析を行っています。

《ら行》

【リサイクル（Recycle：再生利用）】

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用する再生利用（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）があります。

【リデュース（Reduce：発生抑制）】

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組みが必要です。

【リフューズ（Refuse）】

不要なもの、余計なものは「いりません」と断ること。例えば、買い物の中には、マイバッグを利用すれば、レジ袋を使わなくて済みます。

【リユース（Reuse：再使用）】

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することです。具体的には、（１）あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、（２）製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、（３）ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

【レッドデータブック】

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書。

1966年にIUCN（国際自然保護連合）が中心となって作成されたものに始まり、現在は各国や団体等によってもこれに準じるものが多数作成されています。

【レッドリスト】

レッドリストとは絶滅のおそれのある野生生物の種のリストです。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体やNGOなどが作成しています。

環境省では、日本に生息する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、レッドリストとしてまとめています。動物については、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、汽水・淡水魚類、昆虫類、陸・淡水産貝類、その他無脊椎動物の分類群ごとに、植物については、維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類の分類群ごとに作成しています。おおむね5年ごとに全体的な見直しを行っており、平成24年度に第4次レッドリストを公表しました。

（宮崎県レッドデータブックでのカテゴリー定義）

区分及び基本概念	具体的要件
絶滅 Extinct (EX) 宮崎県では過去に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、宮崎県では既に絶滅したと考えられるもの。	EX-r (rare) 県内では、もともと希であったものが、絶滅。 EX-g (general) 県内では、過去に広く分布、あるいは個体数が多かったと考えられるものが、絶滅。 EX-d (deficient) 県内で確認されていたもので、過去20年～50年以上信頼のおける情報がないもの。
野生絶滅 Extinct in the Wild (EW) 宮崎県では、過去に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では宮崎県産のものが存続しているが、野生としては宮崎県では既に絶滅したと考えられるもの。	EW-r (rare) 県内では、もともと希であったものが、野生では絶滅。 EW-g (general) 県内では、過去に広く分布、あるいは個体数が多かったと考えられるものが、野生では絶滅。 EW-d (deficient) 県内で確認されていたもので、過去20～50年以上信頼のおける情報がないもの。

絶滅危惧 THREATENED	<p>絶滅危惧 I 類 (CR+EN)</p> <p>現在、宮崎県での野生生息が確認されているが、絶滅の危機に瀕しているもの。</p> <p>既知のすべての生息地や個体群において、現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p>	<p>絶滅危惧 I A 類 Critically Endangered (CR) ごく近い将来における野生絶滅の危険性が極めて高いもの。</p> <p>CR-r(rare) 県内では、もともと希であったものが、原則として、現在は1～2か所でのみ生息し、個体数も極めて少ない状態で残っているもの。</p> <p>CR-g(general) 県内では、過去に広く分布、あるいは個体数が多かったと考えられるものが、極度に減少して、原則として、1～3か所生息するか、あるいは個体数がほぼ5分の1以下に減少しているもの。</p> <p>CR-d(deficient) それほど遠くない過去(20年～50年以内)の生息の確認情報があるが、その後信頼すべき調査が行われていないか、調査を行ったが未確認のため絶滅したかどうかの判断が困難なもの。 今後も確認情報が得られなければ「絶滅(EX)」、あるいは「野生絶滅(EW)」に位置づけられるもの。</p>
		<p>絶滅危惧 I B 類 Endangered (EN) 絶滅危惧 I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。</p> <p>EN-r(rare) 県内では、もともと希であったものが、原則として、現在は2～4か所でのみ生息し、個体数もかなり少ない状態で残っているもの。</p> <p>EN-g(general) 県内では、過去に広く分布、あるいは個体数が多かったと考えられるものが、原則として3～5か所で生息するか、あるいは個体数がほぼ2分の1以下に減少しているもの。いずれの生息地でも、生息条件の悪化が継続しており、今後も継続的な減少が予想されるもの。</p>

《A～Z》

【BOD】

生物化学的酸素要求量 (Biochemical oxygen demand) は、生物化学的酸素消費量とも呼ばれる最も一般的な水質指標のひとつであり、主に略称の BOD が使われています。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもので、特定の物質を示すものではありません。一般に、BOD の値が大きいほど、その水質は悪いといえます。

【COP】

1992 年の地球サミット(国連環境開発会議)で採択された「気候変動枠組条約」の締約国により、温室効果ガス排出削減策等を協議する会議。条約に関する最高決定機関であり 95 年の第 1 回会議(COP1、ベルリン)以来、毎年開催されています。

1997 年の COP3 は京都で行われ、2012 年までの各国の具体的な温室効果ガス排出削減目標を課した「京都議定書」(Kyoto protocol)が採択されました。

2017 年は 11 月 6 日から 11 月 17 日まで、ドイツ・ボンで気候変動枠組条約第 23 回締約国会議(COP23)が開催されました。

【CSR】

企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）の略称。企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的（ボランティア）に社会に貢献する責任のことです。CSR は企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダー（利害関係者：消費者、投資家等、及び社会全体）からの要求に対して適切な意思決定をする責任を指します。

【DO】

溶存酸素量（Dissolved Oxygen）の略称。水中に溶解している酸素(O₂)のことであり、空気中から溶け込むほか、水中植物の光合成によって供給され、水中生物の呼吸や、有機物の存在によって消費されます。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖したりするときには過飽和となります。

【EPA】

経済連携協定（Economic Partnership Agreement）の略称。経済連携協定。自由貿易協定（FTA）とは異なり、ただ単に通商上の障壁を取り除くだけでなく、締約国間で経済取引の円滑化、経済制度の調和並びに、サービス、投資、電子商取引等、さまざまな経済領域での連携強化・協力の促進等をも含めたものをいいます。

【FTA】

自由貿易協定（Free Trade Agreement）の略称。二国間など複数の国や地域の間で、貿易・投資の自由化や人的交流の拡大など経済関係の緊密化・円滑化を目的に結ぶ国際協定。自由貿易協定。鉱工業品や農畜産物の関税撤廃・引き下げ、サービス貿易の障壁解消を中心とし、高度人材や看護師などの人材移動、投資ルール、知的財産保護、競争政策、環境保護、テロ防止など幅広い項目を盛り込んだ包括的条約です。

【GDP】

国民総生産（Gross Domestic Product）の略称。国内で新しく生産された商品やサービスの付加価値の総計。一国の国内の経済活動の規模や動向を総合的に示す指標として用いられ、GDP の伸び率がいわゆる経済成長率に値します。

【IPCC】

UNEP（国連環境計画）と WMO（世界気象機関）によって 1988 年 11 月に設置された、各国の研究者が政府の資格で参加して地球温暖化問題について議論を行なう公式の場。地球温暖化に関する最新の自然科学的および社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としています。ほぼ 5～6 年おきに世界中の約 1,000 人の科学者・専門家が参加・検討して「評価報告書」をまとめ、信頼できる科学的な知識を提供しています。1990 年に第 1 次評価報告書、1995 年に第 2 次評価報告書、2001 年に第 3 次評価報告書をまとめ、2007 年に第 4 次評価報告書が発表されました。最新の第 5 次評価報告書は 2013 年に発表されました。

【ISO14001】

ISO14001とは、環境マネジメントシステム（Environmental Management System）のことです。環境マネジメントシステムは、「環境マネジメントを実施するための組織、責任、実務、手順、プロセスおよび経営資源」で、組織全体の管理システムの一部であり、組織体が自主的に作成し、実施します。ISO14001に基づいて構築された環境マネジメントシステムは、環境マネジメントの目的が達成できるような仕組みになっています。

【LED】

発光ダイオード（Light Emitting Diode）の略称。電気を流すと発光する半導体の一種です。

LED単体の歴史を見ると、1960年代に赤色と黄緑色LEDが開発されて以来、早い段階から表示光源として実用化されてきました。その後1993年に以前とは明るさのレベルが違う青色LEDの開発、緑色の開発により光の3原色が揃い、夢かと思われたLEDの白色化やフルカラー化が現実のものになりました。

省エネ効果が高く、たとえば、電球形LEDランプは、白熱電球と比べると、約85%も消費電力を抑えることができます。

【PCB】

ポリ塩化ビフェニル（polychlorinated biphenyl）は、略してPCB（ピーシービー）とも呼ばれています。昭和4年に工業製品化されて以降、電気絶縁油などの様々な用途に用いられていましたが、環境中での分解が困難であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性があることから、昭和49年に製造及び輸入が原則禁止された物質です。こうした機器が廃棄物となった場合は、「特別管理廃棄物」として厳重な管理による処理が必要です。

【pH】

水素イオン指数。計量法上の読みは「ピーエッチ」、その他の読みとして、「ピーエイチ」、「ペーハー」があります。水溶液の性質をあらわすひとつの単位です。ちょうど長さをあらわすのに「m」（メートル）という単位があるように、水溶液の性質を知るために必要な単位です。値は0～14まであり、7が中性。それより低いものが酸性、高いものがアルカリ性となります。

【SS】

懸濁物質または浮遊物質（suspended solid）の略称。水中に分散している固形物で検水をろ過した時に分離される物質で粒径2mm以下のものをいい、水質汚染の原因となります。また河川に汚泥床を形成した場合や、懸濁物質が有機物である場合には腐敗して水中の溶存酸素を消費します。魚類のえらに付着してへい死させ、光の透過を妨害し植物の光合成に障害を与えます。

【TPP】

環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Partnership）の略称。太平洋周辺の国々の間で人・物・サービス・金の移動をほぼ完全に自由にしようという国際協定。オーストラリア・ブルネイ・カナダ・チリ・日本・マレーシア・メキシコ・ニュージーランド・ペルー・シンガポール・米国及びベ

トナムの合計 12 か国で高い水準の、野心的で、包括的な、バランスの取れた協定を目指し交渉が進められてきた経済連携協定です。2015 年 10 月のアトランタ閣僚会合において、大筋合意に至り、2016 年 2 月、ニュージーランドで署名されました。日本は 2017 年 1 月に国内手続の完了を寄託国であるニュージーランドに通報し、TPP 協定を締結しました。しかし 2017 年 1 月に米国が離脱宣言をしたため、11 か国の閣僚が TPP の早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年 11 月にベトナムで開催された TPP 閣僚会合において、TPP11 協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：CPTPP）を大筋合意しました。2018 年 3 月には、我が国を含めて 11 か国の閣僚が署名を行いました。

《数字》

【3R・4R】

「3R」は、ごみ減量の行動理念である次の3つの頭文字（R）をとった活動のこと。次の順番で取り組むことにより、ごみを減らす効果があります。

- リデュース（Reduce）：ごみの発生抑制
ごみになりそうなものは買う量・使う量ともに減らしていくこと。
- リユース（Reuse）：再使用
使って不要になった製品や部品を再び使うこと。
- リサイクル（Recycle）：再資源化
リユースできなく廃棄されるものを正しく分別し、資源として再利用すること。
「4R」は「3R」に次の「R」も加えます。
- リフューズ（Refuse）
ごみになるものを買わない、もらわないこと。